

旭川市議会会議録 第3号

○令和8年6月22日（月曜日）

開議 午前10時00分

散会 午後 4 時27分

○出席議員（32名）

1 番	横 山	啓 一
2 番	いしかわ	まさき
3 番	笠 井	まなみ
4 番	あ べ	な お
5 番	中 村	みなこ
6 番	江 川	あ や
7 番	上 野	和 幸
8 番	植 木	だいすけ
10 番	駒 木	おさみ
11 番	皆 川	ゆきたけ
12 番	たけいし	よういち
13 番	石 川	まさゆき
14 番	沼 崎	雅 之
15 番	まじま	隆 英
16 番	高 橋	紀 博
17 番	品 田	ときえ
18 番	塩 尻	英 明
19 番	高 木	ひろたか
20 番	中 野	ひろゆき

21 番	えびな	安 信
22 番	高 橋	ひでとし
23 番	菅 原	範 明
25 番	石 川	厚 子
26 番	能登谷	繁
27 番	高 見	一 典
28 番	金 谷	美奈子
29 番	高 花	えいこ
30 番	中 村	のりゆき
31 番	安 田	佳 正
32 番	松 田	卓 也
33 番	福 居	秀 雄
34 番	杉 山	允 孝

○欠席議員（2名）

9 番	小 林	ゆうき
24 番	佐 藤	さだお

○説 明 員

市	長	今	津	寛	介
副	市	長	熊	谷	好
副	市	長	佐	藤	昌
総 合 政 策 部 長			三	宅	智
行 財 政 改 革 部 長			三	宮	元
都 市 振 興 部 長			田	島	章
総 務 部 長			土	岐	尚
市 民 生 活 部 長			樽	井	里
福 祉 安 心 部 長			川	邊	仁
こども・女性・若者未来部長			木	村	直
こども・女性・若者未来部いじめ対策監			石	原	伸
健 幸 保 健 部 長			山	口	亮
環 境 部 長			太	田	誠
経 済 部 長			浅	利	豪
観光スポーツ・シティプロモーション部長			菅	原	稔
観光スポーツ・シティプロモーション部入部施設整備担当部長			松	本	賢
農 政 部 長			林		良
土 木 部 長			高	橋	正
教 育 長			和	田	英
学 校 教 育 部 長			坂	本	考
社 会 教 育 部 長			田	村	司
水 道 事 業 管 理 者			富	岡	賢
上 下 水 道 部 長			澤	渡	武
監 査 委 員			金	澤	匡

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	林	上	敦	裕
議 事 調 査 課 長	香	川	秀	頼
議 事 調 査 課 主 幹	菊	地	一	人
議 事 調 査 課 長 補 佐	小	川	智	之
議 事 調 査 課 長 補 佐	浅	海	雅	俊
議 事 調 査 課 主 査	信	濃	孝	美
議 事 調 査 課 主 査	岡	本	諭	志

○会議録署名議員

5 番	中	村	みなこ
2 5 番	石	川	厚 子

○議事日程

日程第 2 議案第 1 号ないし議案第105号

日程第 3 議案第106号

日程第 4 報告第 1 号

日程第 5 報告第 2 号

日程第 6 報告第 3 号

日程第 7 報告第 4 号

日程第 8 一般質問について

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問について（たけいしょういち議員、能登谷 繁議員、石川まさゆき議員、横山啓一議員、中村みなこ議員、植木だいすけ議員）
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は、ただいまのところ３２名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより休会前に引き続き会議を開きます。

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、５番中村みなこ議員、２５番石川厚子議員の両議員を指名いたします。

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（林上敦裕） 御報告申し上げます。

まず、欠席議員について、本日の会議に、９番小林議員、２４番佐藤議員からそれぞれ欠席する旨の届出があります。

次に、議事日程について、本日の議事日程は休会前の続行でありますので、その朗読は省略いたします。

以上。

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第８、一般質問を行います。

休会前に引き続き、順次、質問を許します。

たけいし議員。

（たけいし議員、質疑質問席に着席）

○たけいしようにち議員 おはようございます。

私からは、早速、未来の旭川っ子へつなぐ橋梁の維持管理と新しいインフラ経営と題して質問してまいります。

「川が川であるように 人が人であるように いつ いつまでも変わらない 若い街から 生きがい求め旅立とう」、御存じのとおり、旭川市開基１００年記念の曲「若い街から」の歌い出しであります。歌うのは、有名コーラスグループのダークダックス。

申し遅れましたが、自民党・市民会議のたけいしようにちであります。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

突然ですが、この旭川市内には、一体、幾つの橋が架かっているか、御存じでしょうか。市が管理する市道をはじめ、国や道の管理も含めると、本市には実に約７６０もの橋が存在しています。驚くことに、この数字は、あの浪華八百八橋と称される水の都大阪市、人口約２８１万人において建設局が管理している橋の数７５８をも上回る規模なのであります。

皆様も御承知のとおり、石狩川、忠別川、美瑛川をはじめとする多くの幾筋もの大河が流れる旭川は、日本有数の川のまちであり、橋のまちであります。しかし、厳しい自然の中で、まちとまち、人と人をつないできた旭川と橋の歴史は、大正期から昭和にかけた牛朱別川切替えの大工事に象徴されるような大洪水との闘いの歴史でもありました。橋は、先人たちの血のにじむような苦勞の結

晶であり、旭川の発展を足元から支えてきた文字どおりの橋脚であり、旭川プライドの源泉そのものであると言えます。

私には、忘れられない記憶があります。幼い頃、親に手を引かれて堤防を歩きながら、建設途中であった花咲大橋やツインハープ橋、北旭川大橋を指差し、あの橋がもうすぐ開通するね、旭川がもっと便利によいまちになるねと語りかけてくれた、あのときの親の誇らしげな笑顔であります。川と橋の交わる風景は、私たち市民の原風景にほかなりません。

しかし、今、これらのインフラが一斉に老朽化という静かで深刻な危機を迎えています。人口約280万人の大阪市を超える数の橋を人口約30万人の規模で維持していかなければならないという苛酷な現実は、将来、莫大な修繕費用となって跳ね返ってきます。このまま手をこまねいていては、次の世代、つまり未来の子どもたちに重い財政負担と危険なインフラをそのまま押しつけることになってしまいます。

ただ、このピンチを単なる財政の重荷として嘆くだけで終わらせたくはありません。今こそ知恵を絞り、胸を張って引き継ぐための投資へと変えるべきではないでしょうか。橋は、単なる鉄とコンクリートの通路ではありません。旭橋がそうであるように、まちの歴史と景観を彩り、旭川らしさを発信する強力な都市ブランディングの武器になります。

かつて、外国からの訪問客の方が、忠別橋の随所に配置された美しい彫刻群にいたく感激していた姿を、私は今でも鮮明に覚えています。国や市の管理という垣根を越え、旭川の橋にはそれだけの魅力とポテンシャルがあるのであります。川のまち旭川の魅力を高め、それを未来の子どもたちへ安全な形で残していくためには、単なる従来の維持管理の枠を超えた新しい発想でのインフラ経営が不可欠です。

そこでまず、大前提となる本市の姿勢について伺いをいたします。

旭川の橋梁の維持管理、そして、橋を生かした都市ブランディングについて、本市はどのようなビジョンをお持ちか、基本的な姿勢をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） 本市は、石狩川をはじめ、多くの河川が流れる川のまちであり、橋梁は、その河川によって分断されている地域を結ぶ市民生活や経済活動において重要な施設であるとともに、アーチ曲線が美しい旭橋や、ハープの形が特徴的なツインハープ橋のように、河川等と一体となった旭川らしい景観をつくり出しております。

一方で、本市が管理する橋梁の多くは、高度経済成長期後に集中的に建設されており、老朽化対策は喫緊の課題となっていることから、平成25年度に策定した旭川市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な対策を実施し、安全で良好な状態の維持に努めているところでございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいし しょういち 議員 それでは、具体的な維持管理の手法について伺います。

国土交通省の道路橋の維持管理に関する基準では、橋の健康段階を4つの段階に分けています。第1段階が健全、第2段階が予防保全段階、第3段階が早期措置段階、そして第4段階が緊急措置段階であります。

一番重要になるのが、土木部も御承知のとおり、第2段階の予防保全段階であります。これは、例えば、人間の歯でいえば、まだ痛くないけど、小さな虫歯が見つかった状態です。ここで手当て

をすれば費用も安くて、橋も長もちします。しかし、痛くなってからの第3段階や手後れの第4段階まで放置してしまうと、大手術が必要になり、莫大な予算がかかる上に、通行止めなどで市民生活にも大きな影響が出ます。歯医者さんに、どうしてこんなになるまでほっておいたのと怒られるあのやつでございます。治療も大変だし、お金もかかる。つまり、将来のトータルのコストを劇的に下げるには、国が定めたこの第2段階のうちに確実に補修を行う予防保全への完全な切替えが急務です。

そこで、お伺いします。

ドローンによる点検やA I 技術など最新技術をどのように活用し、確実に第2段階での予防保全を実施していくお考えなのか、本市の見解をお示してください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） 本市では、橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検において、橋梁の健全度を健全、予防保全段階、早期措置段階、緊急措置段階の4段階で診断し、現在、早期措置段階と判定された橋梁を中心に予防保全型の修繕を実施しているところでございます。

点検や修繕等に関わる技術は、ドローンやA I などの活用により進化を続けており、こうした先進技術を人力による対応が困難な箇所などに積極的に導入しながら、コストの縮減や事業費の平準化を図り、道路ネットワークの安全性と信頼性を確保してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 日常的な点検、小規模修繕と架け替え等の大規模な事業との予算バランスは、長期的な費用対効果の観点から見て適正に配分されているのでしょうか、また、本市として国からの補助金を最大限に引き出すためにどのような工夫や取組を行っているのか、併せてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） 橋梁長寿命化対策に当たりましては、毎年の定期点検結果を踏まえ、長期的な視点で優先度など計画を適宜見直し、効率的かつ効果的な事業の推進に努めております。

また、本事業は、国の国土強靱化計画を推進する事業でありますので、必要な国費が確保されるよう、国に対して、上川地方総合開発期成会を通じた要望や本市単独要望のほか、全国の自治体で構成するインフラメンテナンス市区町村長会議などを通じて、自治体の実情を訴えながら要望等を行っております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 国への力強い要望活動は、今後もぜひ継続していただきたいと思います。大変頼もしいと思います。

しかし、全国の自治体が同じように国へ要望する中で、本市だけが潤沢な補助金を得られるわけではありません。国費や一般財源といった従来の財布を当てにするだけでなく、今こそ、知恵を絞り、市単独で新たな財源を生み出す仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

そこで、提案であります。

国からの補助金頼みや予算がないから先送りという姿勢では、旭川プライドの象徴である橋は守り切れず、未来へ残せないと思います。公的な資金に限界があるのなら、民間の力を借りる新しい仕組みを検討すべきです。

御承知のとおり、今、全国の自治体で公共施設に企業名をつけるネーミングライツ、命名権が広がっていて、本市でも取組を進めているところでもありますけれども、橋に関しては、全国的に歩道橋ばかりで、一般の車が走る車道橋への導入はほとんど進んでいません。これは、ナビや緊急車両の案内に混乱を招くというのが主な理由とも言われますが、しかし、これ、私は、正式な橋の名前をなくして、企業名に変えると言っているわけではありません。正式な橋の名前はそのまま残し、橋と一緒に守ってくれる企業をパートナーとして認定し、愛称として看板や銘板に企業名を併記するネーミングライツパートナー制度の導入を提案いたします。例えば、何とかか何とか花咲大橋とか、何たら旭西橋とか、リアルター夢りんご新橋とかとかであります、看板の出し方一つで課題がクリアできるのではないかと考えています。企業にとっては地域の安全を守る会社として大きなPRになり、市にとっては安定した財源を確保できる。歩道橋でできて、車道橋でできない合理的な理由はないのかなと思います。

この民間の活力を生かしたネーミングライツパートナー制度の導入について、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） ネーミングライツパートナー制度につきましては、運動施設やコンサートホールなどの公共施設に企業名をつける事例が多くあり、最近では、議員の御指摘にもありましたとおり、道路施設である横断歩道橋で実施されている事例が複数あります。

車道橋につきましては、横断歩道橋とは異なり、視覚効果を得るのが難しいことや、ナビゲーション等の案内に混乱が生じるといった課題もありますが、施設の維持管理費を確保する上での有効な手段の一つと認識しておりますので、その効果や課題など、調査等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 ただいま、有効な手段の一つと認識して前向きに調査していただけるとの御答弁がございました。ぜひともです。まずは、スモールスタートで、影響の少ない箇所からのモデル事業化など、具体的な一步を踏み出していただくことを大いに期待しております。

さて、新たな財源確保の手法として、さらに一步踏み込んで、このパートナー制度を真に成功させるための提案であります。

企業からいただいた協賛金を何にでも使える一般財源に混ぜてしまつては、お金を出した側も市民もその効果を実感できません。私は、特定の橋を指定し、その橋を点検、修繕するためだけにお金を使う専用の器、仮称橋守基金を創設するべきだと考えます。皆さんの支援でこの橋の安全が守られている、旭川プライドが子の代、孫の代へと思いが未来へ引き継がれていくというような物語が見えることが大切なんだろうと思います。これをふるさと納税の使い道にも連動させたりしたら、企業だけでなく、一般の市民や旭川を離れた出身者もクラウドファンディングのように寄附ができ、誰もが思い出の橋のオーナー、つまり橋守になることができるというものです。行政だけが孤独に橋を守る時代から、市民や企業とともに橋を守り、絆でつないでいく協働時代への転換であります。

特定の橋を指定し、その橋を点検、修繕するためだけにお金を使う橋守制度と基金の創設について、本市の忌憚のない御意見、お考えをお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） 特定の橋梁の維持管理を目的とした橋守制度、基金につきましては、ネーミングライツパートナー制度と同様に、施設の維持管理費を確保する上での有効な手段の一つであり、寄附により積み立てられた基金を寄附者が思い入れのある橋梁の維持管理に充てることで、橋梁への関心や愛着がさらに深くなるものと考えております。

一方で、特定の橋梁を対象とする場合、修繕等の時期によっては、寄附していただいた方の意向が長期に反映されないことなども想定されますので、メリットやデメリットなどを比較しながら、制度化の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしように議員 どうすれば実現できるのか。例えば既存のふるさと納税のメニューに加えるなど、これまでの常識を取り払い、新たな発想を取り入れるべき局面に本市は立たされているのかなというふうに感じてございます。

最後に、老朽化するインフラを前に、私たちは今大きな分岐点にいます。お金がないとため息について未来の子どもたちにツケを回すのか、それとも、知恵を絞り、民間の力を借りて新たな財源を生み出し、安全で魅力的な川のまち旭川を次世代へ引き継ぐのか、旭川の橋は、私たちの暮らしを支え、歴史と未来をつなぐかけ橋であります。

これからの旭川を担う子どもたちのために、既存の枠にとらわれない新しいインフラ経営へと踏み出すべく研究を開始すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（高橋正樹） 橋梁は、日常利用だけではなく、災害時等においても利用される施設であり、将来にわたって安全、安心に利用できるよう、適切に維持管理し、長寿命化を図っていくことは、道路管理者の責務であると認識しております。

施設の老朽化が一層進んでいく中、安定的な財源の確保や、より効率的で効果的な維持管理を行っていく必要がありますので、様々な情報に耳を傾け、新しい技術や仕組みの導入のほか、議員から御指摘がありました制度等も含め、他都市の事例等も参考にしながら調査研究等を行ってまいります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしように議員 ありがとうございます。

調査研究、他都市がやっているから、やっていないからではなく、今こそ、川と橋のまち旭川がこのジャンルでパイオニアになるときではないでしょうか。

かつて、銀座の歩行者天国よりも早く、日本初の恒久的な歩行者天国、買物公園をつくり上げた突破力のある本市であります。そして、今、新しい橋、豊岡から新星町へ渡る、旭川市最後の長大橋計画とも言われる工事が始まります。完成予定は令和15年。

かつて、これに関して、道道140号の市道から道道への移管、いわゆる管理替えの際には、市長が国会議員秘書時代、当時の今津秘書でありましたけれども、私のほうにお問合せがありまして、その経過を御説明申し上げた記憶がございます。懐かしく思い出します。まずは、この橋をモデルケースとするのも一考なのかなと申し上げ、ここ一番の本気の調査研究を御期待申し上げて、この項目は終わります。

続いて、美しい旭川の水環境を次世代へ、サウンディング調査を踏まえた下水道事業ウォーター P P P 導入に向けた本市の戦略について質問してまいります。

昨日も、大雪山はとてもきれいでした。あしたも、あさっても、50年後も、大雪山はきっときれいでしょ。その豊かな恵みを受け、私たちが、日々、何げなく口にしている旭川の水道水は、蛇口からごくごく飲める全国に誇るべきおいしい水であります。

かつて、水道局が500ミリリットルのペットボトル「大雪のしずく あさひかわの水」として商品化し、販売していた事実は、本市の水環境に対する絶対的な自信の表れでもありました。パッケージには、大人気、旭山動物園のペンギンの写真があしらわれ、この商品は、今で言うところのブランディングは完璧だったのではないのでしょうか。磨き上げられていたと思います。

本市のおいしい水は、まさにシビックプライドなのであります。また、旭川市水道水は、旧厚生省、おいしい水研究会が定めたおいしい水の条件におおむね合致しているとのことでもあります。テーストは、コクとまろやかさがあるという、まるでビールかワインのような寸評もあります。

さて、市民の命に直結するこの上水道については、今後も、P P P等の手法は導入せず、当面は現在の確実な事業形式をしっかりと継承し、行政の責任において命のインフラを堅守していく方針であると承知しておりますが、この大前提は市民に大きな安心感を与えるものであります。

しかし、私たちは忘れてはなりません。このおいしい水を安心して使い、自然へと返すためには、目立たないけれど、極めて重要な下水道インフラが健全に機能していることが不可欠であります。

その下水道事業が、今、人口減少による使用料収入の減少、技術職員の深刻な不足、そして、一斉に押し寄せる施設や管路の老朽化という厳しい現実と直面しています。

この課題に対し、本市では、民間の力を借りる下水道ウォーター P P Pの導入検討を進めており、先般、サウンディング型市場調査の結果が報告されました。資料によれば、令和8年度中に可否を判断し、令和10年度中には事業を開始という、極めてスピード感のあるロードマップが示されています。まさに、今、本市の下水道の未来を決める重要な局面において、市場調査から見てきたこの民間の実際の声を踏まえ、質問させていただきます。

まず、上水道の堅持と下水道令和10年度事業開始に向けた認識についてであります。

市民の命のインフラである上水道については、現行の確実な直営体制を維持して守り抜くという方針を改めて確認させてください。

その上で、経済建設常任委員会の資料で示された下水道における令和8年度中の可否判断、令和10年度事業開始という極めてタイトなロードマップに対する率直な認識をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 上下水道事業につきましては、市民生活や社会経済活動を支える最も重要なライフラインであります。近年、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化、技術者不足などの課題と直面しており、今後も安定して持続可能な事業としていくための対応が急務となっております。

特に、水道事業に関しましては、市民の生命に直結する最重要インフラであり、今後も安価で安全な水道水を供給していくため、行政の責任の下、適切な事業運営に努めていく考えでございます。また、下水道事業につきましては、現在、汚水管更新への国費支援要件化の背景から、全国的にもウォーター P P Pの導入検討が進められているところであり、本市におきましても、これらの課題

への対応策の一つとしてウォーターＰＰＰの有効性を検証しており、サウンディング型市場調査の結果も踏まえながら検討を進めております。令和９年度末までの包括的民間委託の履行期間を踏まえ、検討スケジュールを設定したところでございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにい議員 国の予算から一定程度補助がなされる要件として、現行の包括的民間委託の節目の令和９年度を見据え、今年度中には可否を決定しないと国はお金をくれないかもしれないというところでありますけれども、さて、続いて、全国で進められている導入検討や先行事例なども踏まえた旭川型の視点についてであります。

全国的にウォーターＰＰＰの導入検討が進められ、長期契約による効率化とコスト削減のノウハウが蓄積される一方で、新たな官民連携導入について、地域の人口規模や施設の現状など、地域ごとに異なる様々な整理、検討が求められています。

本市が導入を検討するに当たり、道北の拠点都市である旭川に最適化された旭川型ウォーターＰＰＰの理想像をどう描いているのか、お伺いをいたします。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） ウォーターＰＰＰは、全国的に検討が進み、導入事例が増えつつありますが、事業体ごとに事業規模や地域特性により事業形態が大きく異なるものと認識しております。

そのため、本市におきましては、本市特有の維持管理条件、広域的な下水道施設の特性並びに地域経済への影響を十分に考慮した上で、本市に最も適した事業手法を検討することが重要であると考えます。また、業務の効率化や技術力の活用のみならず、地域企業との連携や災害対応力の確保なども重視しながら、本市の実情に即した官民連携の在り方を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにい議員 次に、地元企業の安定関与とＪＶ、共同企業体編成の担保についてであります。

今回のサウンディング調査においても、事業者側から、ＳＰＣ、特定目的会社よりもＪＶ、共同企業体が望ましい、地元企業との連携が必須であり、安定的に関与できる仕組みが重要との意見が多数寄せられています。

包括的民間委託が大企業の独占を招き、地元の土木や管工事業者が排除されるのではないかとこの懸念に対し、本市は、地元企業を守り、地域経済を循環させるための仕組みをどう担保するのか、お伺いをいたします。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 昨年度のサウンディング型市場調査におきましても、多くの事業者から、地元企業同士の連携の重要性について意見が示されたところであり、本市といたしましても、下水道事業は地域に根差した事業でありますことから、これまで本市のインフラを支えていただいている地元企業の知見や技術力は不可欠であると認識しております。

今後、事業の仕組みを検討する中では、入札制度や業務分割の工夫を含め、地元企業が継続的かつ安定的に参画できる仕組みについて十分に検討するとともに、社会情勢の変化への対応や地域経済への波及効果にも配慮した制度設計に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしように議員 次に、大口径管の老朽化や大雨時のリスクと災害時における官民のリスク分担についてであります。

大口径管の老朽化による道路陥没や近年の激甚化する大雨への対応も急務であります。市場調査では、大口径管の改築や大雨時の緊急対応、不測の事態への対応は、自治体がリスクを負うべきとの声が出ています。

記憶に新しい、昨年の埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損、老朽化が引き金となって起きた道路陥没のインフラ災害でありますけれども、再発防止策として、下水道管をもう一本増設する複線化を検討、工事するため、全面復旧には5年から7年という果てしない歳月を要するという極めて深刻な事態を招いています。

インフラの最後のとりでとしての責任は、一義的には市にあります。災害や事故が発生した際、市民の生活を守るため、官と民のリスク分担をどのように厳格に定めるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 議員の御指摘のとおり、昨年度実施したサウンディング型市場調査におきましても、災害対応や大口径管の改築事業については、行政が果たすべきとの意見が示されたところでございます。

本市といたしましても、市民生活を守るという責務を踏まえ、日常的な維持管理業務と大規模災害や事故発生時の対応について、それぞれの役割と責任並びにリスク分担を明確に整理する必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしように議員 次に、事業スキームの具体性についてお伺いします。

管路と処理場の特性に応じた最適な発注手法についてであります。

市場調査の意見の中には、管路と処理場は分けてほしいという要望や、性能発注と仕様発注の併用や段階的な移行が望ましいとの技術的な指摘がございました。地中に埋まる膨大な管路網と機械・電気設備が集約された処理場では、御承知のとおり、管理の特性が全く異なります。

民間の専門的なノウハウを最大限に発揮するため、どのような事業スキーム、いわゆる発注単位や発注方式を想定しているのでしょうか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 上下水道部長。

○上下水道部長（澤渡武士） 下水道管路は、市街化区域の全域に整備されており、広域に分散する施設の維持管理に伴う移動負担が大きいこと並びに経年管の計画的な更新が中心となることが特徴でございます。一方、処理場は、施設の更新に加え、汚水及び汚泥の処理に係る高度な運転管理が求められるなど、それぞれ異なる特徴を有しております。また、現在、下水処理センターで行っている包括的民間委託では、既に性能発注を実施しておりますが、管路への性能発注の適用については、具体的な事例が少なく、全国的にも課題があると聞いております。

本市といたしましては、施設特性を踏まえながら、民間事業者の創意工夫や技術力を最大限活用できるよう、事業スキームについて検討を進めていく考えでございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにい議員 さて、このテーマの最後に、丸投げを防ぐモニタリング体制と市民への丁寧な合意形成について伺いをいたします。

長期の民間委託は、市職員の技術継承を阻み、将来的な事業のブラックボックス化、丸投げを招くリスクがあります。市が強固なモニタリング体制を維持し、民間をコントロールする目利き職員をどう育てるのか、そして、上水道は現行維持で命を守り、下水道はPPPで未来につなぐという今回の前向きな選択を今後どのように丁寧に市民、議会へ説明し、合意形成を図っていくのか、日本下水道協会副会長の立場でもある市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 上下水道は、市民生活に最も重要なライフラインであり、今後も、本市が主体となって、持続可能なインフラとして守っていかなければなりません。国が進めるウォーターPPPの下水道事業における導入可能性につきましては、本市の現状や将来の見通しも踏まえ、慎重に検討を重ねる必要がございます。

私は、日本下水道協会の副会長といたしまして、全国の下水道事業の課題や動向を把握し、国への提言活動を行っているところでございます。

こうした全国的な視点も踏まえ、導入の範囲や運営形態の在り方につきまして、審議会での議論や、市民、議会の御意見も伺いながら、適切に判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにい議員 ありがとうございます。現時点での端的な御答弁、ありがとうございます。

さて、冒頭、旭川の水がおいしい話から始めましたけれども、旭川市忠別川浄水場の隣の東光スポーツ公園の水飲み場の水は本当においしいです。旭川市外からスポーツの大会に参加した選手たちが飲んで、何でもこの水はこんなにおいしいんだと言っているのを聞いたことがあります。私も飲んでみましたが、これは衝撃的においしいです。浄水場からの距離が極端に近いからなのかなあと勝手に思っております。コクとまろやかさがある。

市内の大手酒造には、御承知のとおり、4リットルの焼酎ペットボトル等を持って水くみに並ぶ市民の大行列ができています。そこにインバウンド等の観光バス、観光客の方々が大量に訪れ、大変にぎわっています。これは、現在の旭川を象徴する風景となっているわけですが、この水くみ行列が混み合っているときなどは、ぜひとも、東光スポーツ公園のおいしい水を心からお勧めいたしまして、このウォーターPPPに関する質問は終わります。

最後に、多死社会を迎えた本市における多様な供養の在り方と、それに寄り添う行政の姿勢について質問をいたします。

「僕、サッカーで優勝したよ」、北海道民なら誰でも知っていると言われる札幌の霊園のローカルテレビコマーシャルであります。このCM、何年か前からは、「僕、バスケットで優勝したよ」に変わっておりまして、時代だなと感じるところでありますけれども、今なら、大谷フィーバーのさなかでありますから、今後は、野球で優勝したよに変わっていくのかもしれませんが。

さて、現在、すさまじい少子高齢化の進展に伴い、皆様も御承知のとおり、やむを得ず墓じまいを決断される市民が急増しています。本市にも立派な市営の合葬墓が整備されておりますが、ここに、一つ、行政のシステムと市民の皆さんの供養の在り方が合致しない状況が生じています。例え

ば、市民の皆さんの中には、人は、死後、自然の土に返るという考え方を信じる方々もいらっしゃいます。しかし、現在の本市の合葬墓は、コンクリートで土壌から完全に隔離される構造となっており、自らの御先祖さんや自分自身をそこに納めることは、心情的にどうしても受入れ難いものなのだと思います。高齢化するそれらの方々も、せめて最期は、御先祖さんが思ってきたとおりに、御自身の信じる教えの方による供養の下、御先祖や御信者の方々とともに土に返りたいという切実な願いがあるようです。しかし、ここで立ちはだかるのが、墓地埋葬法に基づく行政の壁であります。

踏まえて、質問いたします。

火葬を終えた焼骨は、墓地や納骨堂に納められ、供養されるものと思いますが、それら墓地や納骨堂にはどのような違いがあるのでしょうか、また、それらの設置にはどのような規制があるのか、御教示ください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 墓地と納骨堂の違いといたしましては、墓地、埋葬等に関する法律により、墓地は墳墓を設けるための区域、納骨堂は他人の委託を受けて焼骨を収蔵するための施設であると規定されております。また、設置の許可につきましては、同法の規定により、墓地、納骨堂のいずれも本市においては市長の許可が必要であります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 多死社会を迎えた今、少子高齢化や核家族化を背景に、先祖代々で一つの家のお墓を守る形式から、やむを得ず墓じまいを決断される市民も急増している中であって、供養の在り方として、自身が心を寄せる宗教や宗派による設置や管理の下、信者同士が合葬形式で焼骨を埋葬、つまり、土に返ることができる形式で供養されたいといったお気持ちを抱く市民もいると聞き及びます。

例えば、焼骨を、合葬形式で、かつ土に返る形で収めるための施設を民有地に設置する場合は、墓地でしょうか、納骨堂でしょうか。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 焼骨を合葬形式で、かつ土に返る形で収めるための施設は墳墓に当たるものであり、墓地でのみ設置できるものになります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 焼骨ですね。親族を火葬場の炉に入れるときに、何であんなに悲しいんでしょうか。

さて、質問を進めます。

墓地の設置場所や施設に基準はございますか。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 墓地の設置場所や施設の基準につきましては、旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例により規定されており、一例といたしましては、国道、道道その他交通の頻繁な道路、軌道、河川、湖沼、公園、学校、病院その他の公共施設及び人家から110メートル以上離れている場所であること、飲料水を汚染するおそれのない場所であることといった基準がございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 例えば、宗教法人や公益法人等が許可の申請を行い、墓地の設置場所や施設の基準をクリアすれば、墓地の経営許可が下りるものなののでしょうか。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 国が示す墓地経営・管理の指針においては、墓地の経営主体は地方公共団体が原則であり、これにより難い事情があっても、宗教法人または公益法人等に限られること、永続性の面では地方公共団体のほうがより適格性が高いことが示されております。また、利用者保護の観点から、永続性、非営利性が担保されなければならないことのほか、墓地の供給量より需要が多い状況であるなどの必要性も必要な要件となり、それらを満たした際に、先述の条例に基づき審査するものであります。

なお、現在の墓地の供給量と需要の状況を踏まえると、新たな墓地の必要性は判断できず、新規の許可は出していないところであります。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 既存墓地の供給状況及び需要状況からの必要性は生じておらず、よって、新たな墓地の許可は出していないとのことであります。

確かに、以前に比べて市営墓地の返還数も増加し、使用できる区画が増えてきているとは思いますが、市営墓地における区画の返還状況等はどうかっているのでしょうか、また、宗教法人や公益法人等が市営墓地を使用することは可能でしょうか。

○議長（福居秀雄） 市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 返還数では、令和3年度の211件から、令和7年度では279件と増加傾向にある一方で、新規許可数や待機者数が減少していることから、使用できる区画は増えてきている状況でございます。

市営墓地の使用許可につきましては、旭川市墓地及び共同墓条例では、墳墓の所有権は祖先の祭祀を主宰すべき者が承継するという民法の趣旨を踏まえ、1世帯につき1区画と定め、個人使用を前提としておりますことから、法人等の使用を許可していないところでございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 現在の墓地の供給状況と需要状況を踏まえると、新たな墓地の必要性が生じているとは判断できず、新規の墓地は許可していないとのことでありました。一方、墓地の返還も増えており、単に墓地の数ということでは以前より余裕があるとのことではありますが、市営墓地には宗教法人や公益法人等による墳墓は建てられない。

しかし、一例として、先ほど述べたような焼骨を自身の宗教や宗派により設置された合葬墓で供養してもらいたいといった要望に対しては、墓地の経営許可における運用の変更など、何か検討できるものはないのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 墓地の経営許可につきましては、これからも需要と供給の観点が必要な要件であることは変わりはありませんが、市民の宗教的感情を考慮しつつ、かつ、公衆衛生その他利用者の保護などの公共の福祉への懸念を最大限低減した形で検討する必要があると考えてございます。

○議長（福居秀雄） たけいし議員。

○たけいしようにち議員 国の指針で、墓地経営の主体は地方公共団体が原則であると示されている中で、宗教法人等が新たな墓地を設置することに対して懸念もあるのは承知しています。

ただ、部長さんからの答弁にもありましたとおり、社会構造の変化等により市民の供養の在り方も変わってきている現状を踏まえ、市民の宗教的感情の面からも、今後の新たな墓地の経営許可の在り方について市長のお考えをお伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 近年の少子高齢化や核家族化の進行、さらには価値観の多様化により、扶養に対する市民の皆様のお考えが大きく変化していることは私も認識をいたしております。

宗教法人等に対する墓地経営許可につきましては、部長が答弁いたしましたとおり、様々な懸念を整理した上で、時代に合わせた新しい供養の在り方や、市民の皆様の宗教的感情、許可を出している他都市の事例なども考慮しつつ、経営主体の永続性、非営利性のほか、墓地の必要性や公共の福祉の観点から、市として新たな方針の策定を進めてまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 以上で、たけいし議員の質問を終了いたします。

（たけいし議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、能登谷議員。

（能登谷議員、質疑質問席に着席）

○能登谷 繁議員 通告に完全に従って質問したいと思います。

まず、物価高騰、中東情勢の影響について、その対策について伺っていききたいと思います。

最初に、市民の暮らしと経済の状況について伺います。

私ども日本共産党市議団は、中東情勢の影響について、建設業者の皆さんや医療機関などに独自に調査を行って、５月２１日には、旭川市に対し、中東情勢の緊迫化に伴う原油・物価高騰及び資材不足の対策を求める緊急要請書を提出しました。その後、２５日には、北海道と上川総合振興局に対する要請、ここでは、道税、自動車税の軽減、納税の猶予も加えて要請することにさせていただきました。

今、食料品の値上げが止まりません、飲物も含めて。６月は１千７８品目、７月は２千２６９品目が予定されています。鶏肉が過去最大の値段で、１００グラム当たり１５５円までになり、輸入牛肉、輸入豚肉も値上がりしています。円安によって、輸入肉の高騰に加えて、国内産も、餌は輸入のため、高騰せざるを得ないということです。また、日銀の利上げによって、株価は日経平均７万円台の異常な高騰を見せました。

しかし、国民の暮らしの実態とは相当乖離しているのではないのでしょうか。

市民の暮らしと経済に対する市の認識をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦） 総務省が本年５月に発表した消費者物価指数を見ると、近年は毎年上昇を続け、２０２０年を１００とした場合、本年４月は１１３となっており、各費目ごとの前年同月との比較においても、食料品は総じて上回っている状況にあります。

現在も、食料品をはじめとする物価の高騰は続いており、市民の生活にも影響を及ぼしているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 2020年に比べて13%も物価が上がっているということでした。市民生活の厳しさが増しているということが分かったと思います。

私どもの調査では、建設業の方からは、燃油、資材の高騰で仕事にならない、塗装業の方は、品不足のため、4月以降、一円も収入がない、給料を払うことができず、5人いる従業員のうち、2人の首を切ったと苦しい胸の内を明かしておりました。市立病院では、ごみを回収するビニール袋は供給停止の通知を受けている、医療用の手袋や心電図の電極等の値上げの知らせも受けていると。さらに、6月から診療報酬の改定があったが、中東情勢の影響は含まれていない、今後、臨機応変な対応が必要だと、先行きの見通しが持てないことを心配されておりました。農業資材も農業肥料も大きな影響を受けています。

アメリカとイスラエルが起こしたイランへの戦争によって、石油製品の供給不足が続く、様々な産業に影響が及んでいますが、市の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 石油製品の供給不足は、建設業や塗装業、医療機関をはじめ、物流や農業など幅広い産業に関わるものであり、本市においても、業界団体等から支援等を求める御要望をいただいておりますことから、市内の事業者にも影響が及んでいるものと認識をしております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 それで、旭川市としての対策の方向性についても伺います。

円安による物価高騰に加えて、中東情勢の影響によって石油由来の製品の供給不足が続いています。アメリカとイランの覚書が結ばれて、今、様々、交渉していることになっていますが、ホルムズ海峡の再封鎖の情報も出ています。これが仮に開放されたとしても、機雷を敷設した危険区域もあります。また、国際エネルギー機関、IEAのビロル事務局長は、油田や精製施設など80を超える中東の施設が損傷している、復旧には最長で2年かかるとコメントを出しています。

今すぐ石油製品が安定しない、価格は上がったままの状況が続く下で、コロナ禍以上の影響が出ていますので、具体的な対策が必要なのではないでしょうか。

○議長（福居秀雄） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 6月5日に成立いたしました国の補正予算では、ガソリン価格等の抑制の継続や夏場の電気・ガス料金の支援のほか、地方自治体が地域の実情に応じて活用できる重点支援地方交付金が財源措置されたところでございます。

本市におきましても、市民生活や地域経済の状況、関係団体からの要望等を踏まえ、必要な対策に取り組んでまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 中小業者の倒産や廃業が心配されています。東京商工リサーチ旭川支店の発表によれば、中東情勢の緊迫化で、円安に加え、ナフサ不足による物価上昇が国内経済の低迷に追い打ちをかけ、夏に向けて倒産件数は増勢をたどる可能性が高いとしています。

現在の危機をしのぐためには、新たな融資制度をつくるなど、特別な対策が求められるのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（浅利 豪） 地域の中小企業、小規模事業者においては、事業運営に必要となる資材等の在庫を余分に抱えたり、円滑に価格転嫁ができないことなどから、一時的な業況の悪化が間を置かずに経営状況に波及するなど、厳しい経営環境に置かれている事業者が多いものと考えてございます。

そうした状況をしのぐことができる公的な融資としては、政府系金融機関の比較的低利な融資制度のほか、本市でも、災害・景気対策融資等の中小企業向け融資制度を運用しているところでございますが、中東情勢が日々変化する中で、厳しい状況の中小企業の事業者が事業継続できるような資金繰りの必要性を認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 今、市民の暮らしも事業者の資金繰りも厳しいという状況の中で、納税や国保料の猶予などの措置も必要になるのではないかと考えますが、市の考え方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 市税や国保料の納付が困難になる方が出てくることも懸念しているところでございまして、納付相談の際には、相談者の状況を十分に聞き取った上で、猶予制度の活用を含め、個々の実情に応じて適切な対応に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 国の補正予算等の財源と対策の時期についても伺いたいと思います。

僅かですが、国の補正予算が来ているとのことですので。あわせて、市として使える財源をすぐに確保する必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 国の補正予算に伴います重点支援地方交付金の追加措置によりまして、本市には1億4千697万3千円の交付限度額が示されましたので、まずは当該交付金を活用してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市民の暮らしも中小業者の経営も待ったなしの厳しい状況という中で、今の議会に補正予算を提出する必要があるのではないかと考えています。

何だか、出そうだという噂が伝わっていますが、議案としてはいまだに提出されていないということですので、言える範囲で内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 中東情勢の緊迫化に伴う影響については、旭川民主商工会や建設・塗装関係の団体、旭川商工会議所、あさひかわ商工会など各方面から切実な声をお聞きしていることに加え、日本共産党、公明党の市議会議員の皆様からも、中小企業者の事業継続に向けた支援に関する御要望をいただいております。早急な対策の必要性を実感しているところでございます。

本市経済を支えている中小企業者を守るため、さきに追加で配分された約1億4千700万円の重点支援地方交付金を活用し、まずは、資金繰りや包装資材等の調達に対する支援について、市独自の物価高騰対策として本定例会に追加で補正予算を提案したいと考えております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 国も市も、対策の規模が少な過ぎる。1億4千700万円、これは焼け石に水ではないでしょうか。

先ほど私が聞いた中では、国からも来ているでしょうと言いましたが、ほかの財源もどうなんだということも聞いたわけなんですね。だから、早急にほかの財源も含めて確保する必要があると思います。

決算見込みも出ていると思いますが、補正可能な財源はどれぐらいあるんでしょうか。

あわせて、財政調整基金の近年5年ぐらいの残高の動向、補正可能財源、どれぐらいあるのか、そこも併せてお示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 補正に使える財源でございますけども、決算の見込みといたしましては、昨年度、実質収支で13.3億円の黒字となっております。その結果、財調の令和7年度末の残高としては71億円を見込んでいますところでございます。

それ以前の5年分につきましては、現在、ちょっと手持ちがございませんので、令和7年度末の金額だけお答えさせていただきます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 決算見込みも出ていて、全部使えるわけではないですけど、半分は使えるということですね。

それと、これまでの財調も含めていけば71億円ぐらいが積み上がるということで、もちろん、財調は緊急時の対応としての使い方が正しい在り方なので全部つつゆうわけにいきませんけれども、ただ、今、これ、コロナ禍以上の大変厳しい事態で、秋までもたないんじゃないかと言われている。そういうところで、ここは、やっぱりきちっと使わないというのはおかしいんじゃないかなと思うんですね。

市長に伺いますけども、今も言ったとおり、夏に向けて倒産件数も増えるかもしれないと言われている、秋までもたないと言われている中で、決算見込み、財調の取崩しなども含めて、しっかり財源を捻出して、1億4千700万円と、1億5千万円も行かないようなものでなくて、腹にしっかりこたえる、そういう対策を早急に行う必要があるのではないかと思います、市長の見解を伺います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 今回の追加の物価高騰対策では、現下の中小企業者の経営状況や関係団体等からの御要望等を踏まえ、まずは、特に急を要する事業者支援について7千万円程度の事業規模を考えております。

今後におきましても、市民や事業者への影響、国や北海道の対策等を注視し、真に必要な方に支援が行き届くよう、市独自の対策を検討してまいります。

また、対策の財源につきましては、重点支援地方交付金が残る8千万円程度となりますが、十分な金額ではありませんので、さらなる交付金の追加を国に要望するとともに、必要に応じて財政調整基金の活用も検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市長からも見解が示されたとおりでと思うんですね。それで、やっぱり、今、

急ぎますので、早急に腹にこたえる対策、臨時でも何でもやっていただきながら、秋まで待てない状況ですので、早急に取り組んでいただければありがたいと思います。

この部分は、これで終わります。

続いて、花咲新アリーナや体育施設の今後の方向性について伺ってまいりたいと思います。

それで、花咲新アリーナ問題の調査と原因解明について、まず伺いたいと思いますが、この事業は、応募事業者がいらないという大失態となってしまいました。3月24日の総括質疑で、今津寛介市長は、事業提案していただける事業者があると期待しておりますというふうに答弁されていましたが、僅か10日後の4月3日に蓋を開けると、誰もいないという事態に陥りました。

この事業が、人口減少でも必要だ、財政がなくても可能だという最大の根拠となっているのは、民設民営、非保有方式だからですが、そこが破綻してしまいました。まちの未来が描けない、そういう事態になったのではないのでしょうか。

まず、応募者がなぜいなかったのか、具体的にはどのような問題があると分析しているのか、市の見解を伺います。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 4月3日の締切りまでに参加資格確認申請がなかったことを踏まえ、その原因の調査に着手し、4月8日から17日までの間で、募集要項等の説明会に参加いただいた9者に対してアンケート調査を、4月21日から5月27日までの間で、アンケート調査に回答いただいた事業者のうち、詳細に意見を伺う必要のあった5者に対し、ヒアリング調査をそれぞれ実施しております。

ヒアリング調査において、非保有方式での提案を考えていた事業者からは、当初からの建設企業の参加を想定しておらず、募集の手続が開始してから大手ゼネコン等の参画に向けて動き出したものの、結果として参画が得られず、応募の要件を満たすことができなかったものと伺っており、このことから、市と事業者の事業スキームに対する考えの乖離が今回の参加資格申請がなかったことの原因と考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市と事業者のスキームに乖離があったということですが、乖離はゼネコンや建設企業の参画がないだけではないんではないかなと思います。

資金調達はどうなっていたのかも伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） このたびのヒアリング調査につきましては、今回、参加確認申請に申請がなかったことについての調査であり、アンケート調査の項目を基に対話を行っており、グループ内の資金調査等については伺っていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 事業が成り立つかどうかということ、自己資金も含めた資金調達にかかっていると思います。資金計画が安定しない事業に建設業者が乗ることはあり得ないでしょう。その見通しがなかったということではありませんか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） さきに御答弁申し上げましたとおり、このたびのヒア

リング調査については、今回、参加資格確認申請に申請がなかったことについての調査であり、アンケート調査の項目を基に対話を行っており、具体の事業内容については伺っていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 アンケート調査もしたと。その後、ヒアリングもわざわざしに行っているわけですから、9者と、後で5者。そのとき聞けばいいじゃないですか。アンケートの項目にないからもう何も聞けないと言うんだったら、何のアンケートなのか、分かりませんよね。

応募予定の事業者が策定した資金調達の資料が出回っている。当然、事業計画や資金計画がなければ、企業体、コンソーシアムをつくることができませんから、資料があるのは当たり前でしょうね。

この資料のことは、経済建設常任委員会でも指摘しましたけれど、市は、この資料を入手されましたか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 繰り返しになりますが、ヒアリング調査については、今回、参加資格確認申請に申請がなかったことについての調査であり、事業内容や資金調達に関する資料は相手方に求めているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 調査が甘いついていうことだと思うんですね。

この資料には企業名も具体的に書かれています。道内の企業も市内の企業もありますが、それらの企業には調査したんでしょうか。この9者と5者の中に入っていますか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 調査を行った事業者の中に該当する事業者がいたか、いなかったかにつきましては、事業計画や資金計画の資料は求めておりませんので、承知していません。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 調査内容がますます甘いと思うんですが、そうでありながら、今回の調査では、事業が単体では成り立たないと言われたということも書かれています。事業内容まで検討したからこそ、事業者がそのような意見を言えたと思うんですよ。

それでは、事業内容の分析はどのように行っているんでしょうか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） ヒアリング調査の中で、周辺エリアとの一体開発も想定していたとの話は伺っておりますが、今回の調査につきましては、あくまでも参加資格確認申請に申請がなかったことの調査であり、事業の提案内容についての調査を行ったものではございません。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 なぜ、これ、事業内容について調査しないんでしょうかね。その事業内容を調査しなければ、民設民営が難しいとの判断はできないんじゃないですか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 今回の募集手続におきましては、参加資格があることを確認した後、事業者から事業内容や収支計画といった事業内容を提案いただき、その内容について審査を行うこととしておりましたが、そもそも、この事業の進め方について事業者との考えに乖離があることが判明し、現行の募集要項の一部改正等では対応できないものと判断したことから、事業者選定後に提出を予定していた事業内容等については伺っていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 結局、事業内容は、この後、聞く予定だったから、今回、関係ないんだ、提案があれば、その後、聞きますよという手法だった、だから、その後のことは聞かないとおっしゃっているんだけど、だけど、その後のことに問題があるから資金繰りや建設事業者がこの内容でできるかっていうことで、事業内容が問題だから手を挙げられなかったわけでしょう。だから、その後も含めて一体に聞かないと調査としては意味がないと言わざるを得ないんじゃないでしょうか。

しかも、この事業手法に無理があるんじゃないかということを私は一貫して言わせてもらっているんですが、要するに民設民営の判断に問題があると思うんですが、今回の調査では、事業者の皆さんはどのように考えているかということが分かっているんでしょうか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 事業者とのヒアリングでは、非保有方式は困難と考える事業者と、非保有方式は可能とする事業者の両者から御意見を伺っているところでございます。

非保有方式は困難と考える事業者からは、事業者側のリスクが大きいことが理由として挙げられており、公設民営であれば事業の参加について検討することは可能とされております。

一方、非保有方式は可能とする事業者からは、今回の参加資格確認申請は、グループ組成ができず申請がかなわなかったが、高スペックのアリーナは公設では難しいとの認識であり、民設であれば実現できるとの考えが示されているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 非保有については、困難か否か、両者の意見があるということが分かりましたけれど、いみじくも、非保有方式は可能とする事業者は、高スペックのアリーナは公設では難しいよとおっしゃっているということですね。

そうであれば、なおさら、もうける施設、要するに高スペック部分、アリーナの部分ですね、体育館というよりは。それは行政の仕事ではないということが明確になったということではないかと私は考えます。

今津市長は、建設時に市の負担はないと市長選挙では言っていました。しかし、実際には、使用料として、年間上限4億3千800万円、最大65年間で、掛け算を単純にすれば284億7千万円、巨額の税金投入になることが後で明らかになりました。

事業方式決定時からの事業期間や使用料の決定の経過はどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 決定の経過についてであります。令和7年7月2日に、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を開催し、事業方式についての検討を行っていただいております。この会議では、令和6年度の導入可能性調査の市場調査により、適用の可能性

のある事業方式について、市民のメリットや経営の自由度、財政支出等の比較を説明し、保有方式と非保有方式に大別した比較について了承をいただき、総合的な評価により、非保有方式で進めることは妥当との御意見をいただいているところでございます。

この御意見を踏まえ、令和7年9月29日に、新アリーナ事業の事業者募集を非保有方式により実施することを決定し、同年10月24日に募集要項案を公表しております。この募集要項案においては、事業期間は工事着手から30年間を想定する、公共利用に関する提案上限額は、募集要項等公表時に示すとしておりました。

その後、募集要項案に示した手続による事業者との対話を実施し、この結果も踏まえ、事業者選定委員会に募集要項についての意見を伺い、令和8年1月27日に募集要項等を公表し、事業期間を新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で提案する、提案上限額を年間4億3千800万円とするとしております。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 最後におっしゃっていた、令和8年1月27日に募集要項を公表したと。そこで、新アリーナの供用開始から30年から65年に中身を変えましたね。それから、提案上限額は年間4億3千800万円とすると、使用料ですね、これを発表しました。

時間がないので少し飛ばしますけれど、結局、財政面で有利と判断しなければ民設民営にならないんだと思うんですよ。それから、4億3千800万円の上限額、これが本当に根拠があるのか。私は、これまでもちょっとそれは過大でないのかということをおっしゃっていただきました。事業者選定委員会も、財政的に有利であること、これが必要だと言ってきたんですね。

一見、財政的に有利と思えるんですけども、これまで市が比べてきたいろんなもの、直接建てるよりは民間に建ててもらったほうが有利なんだということをおっしゃってきました。しかし、市が保有しない施設で、しかも体育施設として使用料を払って借りる、その他の部分は民間がイベントなどで稼いでいくということになりますので、そのまま比較するっていうことは無理なんじゃないかなと思うんですよ。

公共施設の場合に必要なのは体育施設部分ですから、市の使用料算出の基準は、稼働日350日のうち220日も借り上げてやると、これ自体が私は過剰だと指摘してきましたが、その過剰な日数で見ても、アリーナ全体ではなく、体育施設を借りる部分、市の部分は63%です。しかも、施設全体の中で豪奢に造っているアリーナ部分については市が所有する必要のない部分ですから、それらも掛け算としては減らさなきゃならない。

だから、市が直接建てる場合、それから、DBO方式などPFI方式などでやる場合、それから、非保有で建てたものを借りる場合、それらを単純に比較しても比較にならないと思います。

だから、今、単純に見るとしても、DBO方式のとき324億円ですから、その63%、使用料部分を掛け算すると204億円になりますよね。それを65年で割ると、使用料は3億1千400万円、これでいいんじゃないですか。使用料4億3千800万円は過大なのではないでしょうか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 市が保有する施設につきましては、利用状況にかかわらず、市が全ての建設費、維持管理費を負担することになることから、使用率としては100%として計算しており、提案上限額4億3千800万円につきましては過大とは考えていないところで

ございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 過大でないだとおっしゃっていますが、また、それは詳しくはどこかでやりたいと思いますが、私は過大だと思います。２２０日も借りる必要もないし、華美なものを全部引き受ける必要はないと思います。

続いて、東光複合体育施設の建設と体育施設の需要についても伺いたいと思います。

体育施設の需要はどのぐらいあるのかということをまず伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 市内の体育施設のうち、屋内施設につきまして、観光スポーツ・シティプロモーション部で所管する総合体育館ほか３施設、土木部で所管する忠和公園体育館ほか２施設、合計７施設につきまして、その利用者の推移では、１０年前の平成２７年度では約４５万４千人、令和６年度では約５１万３千人となっており、人数では５万９千人、率では１３％増加しており、スポーツ施設の需要は高まっていると考えているところでございます。

また、令和７年度の東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画の改定に当たり、総合体育館、大成市民センター体育館、忠和公園体育館の３館の利用調整の状況から、団体が希望する日時や場所で開催できないスポーツ大会が毎年２０件程度あり、全国大会等では必要な競技面が確保できず、大会誘致そのものを断念しているとの団体からの意見も伺っていることから、一定の規模の体育施設の需要は高いと考えており、この状況を踏まえ、花咲と東光の２館で市内のスポーツ需要を満たすことを目指しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 私も、花咲新アリーナをやめちまえという立場でずっと議論してきましたけども、いろんな人に聞くと、体育関係者や何かに聞くと、確かに、アリーナは必要ないけど、体育館は必要なんだよねという声はあります。いろんな大会を断っていてできない、本当はもう少しやりたいんだよ、道北の拠点都市としての役割で北海道の大会とかいろんな大会を持ってきたいんだよという声は確かにあります。

だから、それに応えるということであれば、当面、花咲と東光の２館で市内のスポーツ需要を満たすということなんですが、花咲は今のままの総合体育館で行かざるを得ないですね、これ、当面できないんだから、新アリーナは。

だとすると、いろんな大会も、やりたくてもできないって言っているわけだから、東光をそのまま建設するということじゃなくて、東光を、もう少し——だから、この前に花咲やるからっていろいろ絞った経過がありますから、それを戻すなどして、体育施設の需要に応えるために修正するという必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 東光スポーツ公園複合体育施設は、総合体育館があることを前提とした中でも、不足する市内のスポーツ需要を満たすために計画された施設であり、プロフィットセンター機能を有する新アリーナとの役割分担の下、市民利用や大会開催等に適したスポーツ施設として整備することとしたものでありますことから、現時点では当初の予定どおり整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 結局、今年いっぱいいろいろ検討を加えて、来年ぐらいになって、また、やっぱり非保有方式でやるわと言っても1年半から2年延びる、そうでなくて、方式自体を変えとなると2年から4年延びるということがこの間の経済建設常任委員会で答弁がありました。そうすると当面できないんですよ、これ。そのための対策ってことでは、もう少し柔軟に考えたほうがいいんじゃないかなというふうに述べておきたいと思います。

ここは、これで終わります。

次に、花咲新アリーナや体育施設の今後の方向性について伺いたいと思います。

私は、アリーナと体育施設の需要を無理にくっつけたことが問題なのではないかと考えています。さらに、ヴォレアス北海道のSVリーグに残る条件のために、2030年度まで5千席のアリーナの建設が必要だと。これに応えるために相当無理したために今回のような事態に陥ったのではないかと思います、市の見解を伺っておきます。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 市が必要とする公共利用分については、応分の費用を負担することでアリーナの場所、時間を確保するスキームとしており、このことにつきましては他都市の事例を参考としたところでございます。

新アリーナの事業スケジュールにつきましては、老朽化が進み、一部耐震基準に合っていない総合体育館を早期に建て替え、安全、安心なスポーツ実施環境の確保を目指し、令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想における最速のスケジュールとして示したものでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 ヴォレアス北海道のX、旧ツイッターには、一部報道についてと題する文章が12日に発信されています。一部報道に関しては、速やかに市の担当者と連絡を取り、事実確認を行いました、しかしながら、報道されている内容は、これまで市から弊社が共有を受けていた内容と相違があり、弊社としても大変困惑しておりますなどと書かれています。

多分、北海道新聞の記事じゃないかなと思うんですが、12日頃に出た。市の担当者と事実確認したということですから、どのような内容を確認したのか、伺います。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） ヴォレアス北海道へは、5月に新アリーナの参加資格確認申請に申請がなかったこと、その原因の調査を現在行っていること、これにより、新アリーナ事業については遅れが出ることが予想されることをお伝えしているところでございます。

その後、6月の経済建設常任委員会の質疑内容における延期の具体的な可能性について報道されたことに対し、ヴォレアス北海道からは確認があったところであり、5月の時点では具体的な延期期間の話はしていないことを確認しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 やはり、2030年までできないっていうことを相当気にされていると思うんですね。

花咲新アリーナの事業で共有していた内容と相違があると言っているんですが、市とヴォレアス北海道の関係は、事業内容を共有し合い、一部報道に異議を唱える関係だったんでしょうか。やは

り、2030年供用開始は、SVリーグの基準に合わせるヴォレアス北海道との約束があったということなんでしょうか。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） ヴォレアス北海道とは連携協定を締結しており、スポーツ推進の視点での定例的な打合せは行っておりますが、これまで新アリーナ整備に関する内容について協議は行っておりません。

今回につきましては、新アリーナ事業に対して応募がなかったという結果でありましたので、現状をお伝えしておく必要があると考え、定例打合せのタイミングで報告をいたしたところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 新アリーナについて協議していないのに、お伝えしなければならないというのは相当妙ですけども、ここはパスしたいと思います。

以前の質疑で、事業選定時までに非保有方式の企画書や提案書のような資料は存在しないということでした。今回の質疑では、事業者が共同体を組む上で必要な企画書や資金調達などの計画書などの資料が、市中には出回っているけど、市は保有していないということが分かりました。事業と使用料の整合性も私はないと考えています。

ないものづくしなんですけど、市は今後どのように調査するのか、方向性をお示してください。

○議長（福居秀雄） スポーツ施設整備担当部長。

○スポーツ施設整備担当部長（松本 賢） 今後の調査につきましては、本事業に興味を持っただけの事業者や、既に今後の動きについてお問合せをいただいている事業者などと、事業方式は問わず、広く対話を行い、遅くとも年度内には新アリーナ事業の方向性を整理したいと考えているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 最後に、市長の政治姿勢について伺います。

これも新アリーナに関連したものというふうに捉えていただければと思うんですが、花咲新アリーナ事業は応募者がいないという大失態となりました。3月24日の総括質疑で、先ほども言いましたけど、今津寛介市長は、事業提案していただける事業者があると期待しております、そんな答弁でした。

実際にはいないという事態になったわけですが、昨年9月の市長選挙では、財政や人口減少の課題から見直しを求める意見がありながら、今津市長は、民間の投資で建てる、建設費はかからないと言っておられました。花咲新アリーナ事業は、市長の1期目の選挙公約にはありませんでした。市の総合政策にもありませんでした。まさに今津市長が主導する肝煎り政策と言っても過言ではないと思います。

まず、伺いますが、花咲新アリーナは市長公約ということでよいですね、確認します。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 花咲アリーナを含めた旭川市のスポーツ環境の充実ということは、公約でも訴えてきたところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 公約ということだと思います。

市長が、事業手法を民設民営、いわゆる非保有方式にすると定めたときは去年の9月ですけども、その手法に対する具体的な提案文書がなかったことは、これまでの答弁で確認されています。

旭川市の事務分掌では文書主義が定められていますが、このような重大な事業で、市長はなぜ文書もなしに判断できたのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 今回のアリーナ計画は、元をたどれば、平成11年度の運動公園基本計画策定、また、その後の平成21年度の東光スポーツ公園の基本計画の改定、さらには、平成28年度の複合体育施設に関する東光スポーツ公園計画の改定、そして、私が市長に就任をしてから、令和5年度、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースの報告書をいただいたと。また、その結果、令和7年度、東光スポーツ公園基本計画の改定におきましては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定に伴う花咲新アリーナとの役割分担を踏まえた基本計画を改定してきているところでございます。

また、先ほどからの議論にありますとおり、市民の皆様にも説明を果たし、あるいは、選定委員会の皆様にも御意見をお聞きし、そして広く公募をしておりますことから、手続に瑕疵はないものと判断をしているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 いやいや、まだ瑕疵があるとまで言っていないんですけど、事務分掌で文書主義が定められているので、普通、物を判断するときは、文書によって提案されたものとか、そういうもので判断するんじゃないですかと。今いろいろおっしゃったいろんな計画とかというものがあるんですけど、民設民営、これでいったらどうだ、これがいいんじゃないかというのは文書では存在していないんですよ。それなのになぜ判断できたのかということを伺ったんですね。

次に行っちゃいますけど、今回の事業手法は、民間が行う事業であり、具体的な事業手法はブラックボックスの中にあると思うんです。事業選定時までには、非保有方式の企画書や提案書のような資料は、今言ったように存在しない。事業者が共同体を組む上で必要な企画書、資金調達計画など、市中に出回っているのに市は入手しようとしません。事業と使用料の整合性もないと私は考えていますけど、市長は、今回、民間事業者の応募がなかったことをどのように受け止められているのか。特に、4月3日から既に80日もたっているのに、いまだにブラックボックスの中、資料も入手していない状況です。

ブラックボックスの解明が必要だと考えますが、市長として、この問題に対応してどのように指示をされてきたのか、市長の指示の内容を伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 花咲の新アリーナの応募者がいなかったことについては、誠に残念なことであり、真摯に受け止めていかなければならないというふうに考えております。

現在は、なぜ応募がなかったかということを調査中でございまして、その中で、しっかりと議会の皆様にもお示しをしていきたいというふうに思っております。現在、調査中でございますので、また改めてお答えをしたいというふうに思います。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 市長の指示の内容を聞きたかったんですが、調査中だからまた後で答えるということなので、お待ちします。

事業者選定委員会は、非保有方式による事業提案がなかった場合や提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることも含めて検討するとしていました。

市長は、この時点で事業提案がない中で、保有方式に切り替えて進めようとしているのかどうか、お考えを伺います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 旭川市のスポーツ環境を整備するのに最適な方法は何か、そして、総合体育館と東光の在り方を考えたときに、できるだけ地域活性化に資する、そして、財源に最小限の影響を与える中でこのまちを元気なまちに変えていこうという中で、このプロフィットセンターたる花咲スポーツ公園のアリーナ計画というものを我々は進めてきたところでございます。

ただ、残念ながら、現在のところ、応募者がいなかったわけではありますが、しかし、それにおきましても、スポーツ環境をさらに市民のためにいろんな在り方を考えていかなければならないということに変わりはないわけでありまして、今は、先ほど申し上げましたように再調査をしているところでありますが、その調査結果を踏まえて、非保有方式であるのがいいのか、あるいは、PFIを含めて民間の皆さんと協力していくのがいいのか、あるいは、私たちが従前のように自前で体育館あるいはアリーナを建設していく、そして、旭川市には、東光がこれから計画が進んでいきますし、大雪アリーナもありますから、そういったものも含めて、一体的にこの旭川市のスポーツ環境をよりよい市民の皆様のためになる環境というものを考えていくべく、私としては、現在、指示をしているところでございます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員。

○能登谷 繁議員 保有方式にもし切り替えるのであれば、財政見通しも示していただきたいなと思っていますけども、それは、今日の課題ではないので、後に譲りたいと思うんですね。

人口減少でも財政がなくてもできるというふうに言ってきたのは、結局、民設民営、非保有だからできるということなんです。しかも、財政事情が相当変わりますよね。債務負担行為65年は長過ぎますから、耐用年数に合わせた計画に切り替える必要がある。だから、それらについても、変えるのであれば、市長の方針、事業手法に伴う変更、財政見通しなども示す必要があると思います。

今、これから検討ということなので今日は伺いませんけれども、ただ、事業選定を去年の9月にしたときにはそれらも含めて検討したはずですから、その上でこれにしたはずなので、それらについても今後お聞きしていかなければならないなというふうに思っています。今日はやめます。

私は、花咲新アリーナ事業については市民合意が不十分だったと考えています。何回も言いますが、市長の1期目の選挙公約にはなかった、総合政策にもなかった、しかし、市長が主導する中で、今津市長になってから2期目の公約になったという中で、実際には非保有方式での提案がなかったわけですから、公約にも反しているんでないかなと思います。それでやれるのと、保有方式でやるのは全く違いますから、市民は期待したと思います。建設費もかからない中でやってもらえると、その有権者の気持ちにもそぐわない事態に私はなっているんじゃないかなと思うんですね。

それから、総合体育館の建て替えについての需要はあっても、イベントなどを含めたアリーナと

一緒にして造っていく、その十分な市民合意はないのではないかなと思うんですね。もしこれ以上進めるということであれば、それらも含めて十分に市民合意を図っていく必要があるというふうに思っています。

もしこのまま進むのであれば、公約とも違うと。市長の政治責任が問われる事態になりますので、そうならないように、ぜひ、市長自身が市民に対して説明責任を十分に果たしながら今後の事業を考えていただきたいと思いますので、その点についてお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 1期目の公約になくて、2期目の公約に入ってきたということは、これはもう至極当然のこととございまして、私は、常に市民の皆様のお声というものを聞きながら、その時勢に合った公約というものを選挙のたびに市民の方とともに作り上げていっているところでございます。

また、この旭川市は、人口減少が今も続いておりますが、何とか歯を食いしばっている段階において、未来を見据えて、若い方たちが夢と希望を持ってこのまちで元気に暮らしていける、そのために、スポーツ、あるいはエンターテインメントの持つ力というものが非常に大きいということは、もう既に他都市で証明をされているわけであります。

ちなみに、旭川市は中核市でありますけども、旭川市以外の人口が少ない中核市、函館市、八戸市、鳥取市、松江市、これは旭川市より全部人口が少ないわけであります。財政力指数もほぼ同じところでありますが、この4つの中核市に共通していることは、既にアリーナがあるということなんです。

ですから、それは、非保有方式あるいは民間との協力体制というのはまたこれからも調査をしていかなきゃなりません、なぜ、日本最北の中核市に、牽引するべき立場の旭川市に、アリーナ、あるいはアリーナと同類のようなスポーツ施設がないのか、このことは、私は、行政として、市長として、大きくその責任を感じているところでございます。

また、市民との対話を重ねる中で、アリーナを造ってほしい、あるいは、アリーナと同時に、その周辺でも市民が楽しめるまちをつくっていかねければ、若い人がどんどん出ていってしまう、何とか、市長さん、お願いしますという声を聞くたびに、このアリーナ問題を含めたスポーツ環境の整備というものは、私はしっかりと取り組んでいかねばならないと認識をしているところでございます。

財政の課題はいろいろございます。例えば、今の非保有方式で、先生が先ほどおっしゃったような4億5千万円で二百何十億円何がしという数字がありますけども、一方で、10億円から30億円と言われる経済効果もありますし、何よりもそこには市民の夢があるんですね。もう何もない旭川と言わせない、旭川では、若い人も楽しく生き生き暮らしていける、アリーナを通じて、体育施設を通じて、スポーツあるいは健康寿命を上げていくことができる、また、その周辺でいろんな開発が進むことによってまちの価値が上がっていく、そして価値が上がれば不動産の価格が上がっていく、そしてさらなる投資が進んでいく、そのことによって、海外からも国内からもたくさんの観光客の方に来ていただける、そして、市民の方も旭川に住んでよかったと思っていただける、そういったまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、ぜひ、これからも説明責任をしっかりと果たしてまいりますので、先生にはお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福居秀雄） 能登谷議員に申し上げます。

所定の質問時間を終了しておりますので、質問ではなくて、最後に一言という形でよろしいでしょうか。

能登谷議員。

○能登谷 繁議員 そうしたら、今言っているのは、市長は、アリーナがあれば人口増になる、市民の夢になったと。アリーナは、いつ、市民の夢になったのかなというふうに思うんですね。むしろ、今津市政になって人口は減っていますよね。函館やほかのまちよりも減少幅はひどいというのが、この間、報道されていました。この事業によってまちの未来を描こうとしたんでしょうが、今般のことはまちの未来が描けない事態になったんじゃないでしょうか。選挙公約にも反していると思いますので、しかも、夢を語るには仕事はずさん過ぎます。内容も全然分からない。

なので、花咲新アリーナは、事業手法の変更ではなく、白紙撤回すべきだということを申し述べて、終わります。

○議長（福居秀雄） 以上で、能登谷議員の質問を終了いたします。

（能登谷議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

石川まさゆき議員。

（石川まさゆき議員、質疑質問席に着席）

○石川まさゆき議員 それでは、健幸福祉都市の推進について質問させていただきます。

今津市政は、令和8年度市政方針において、主要10項目を掲げ、Beyondあさひかわ予算を編成し、旭川市民の福祉の向上のために明確なテーマを掲げ、取組を進めてきました。

私は、主要10項目ある中で、今後の旭川市により必要な政策として健幸福祉都市の推進に注目をしています。

これまで、旭川市は、医療や福祉が充実しているまちとして評価されてきましたが、高齢化が進展している市民生活の機能を維持し、健やかで心豊かに暮らすことができるまちづくりをさらに強力にしていくためには、医療、福祉の専門機関のみを頼りにするだけではなく、行政がリーダーシップを取って市民を巻き込み、オール旭川で取組を進めていかなければなりません。

そこで、本市は、健幸福祉都市の推進のための一つ的手段として、あさひかわ健幸アプリを運用しています。

今回の質問の趣旨は、健幸アプリによって市民の運動意識の向上による行動変容が起きていると推察されますが、今後、この健幸アプリを活用し、どのようなかじ取りを行っていくのか、方向性について議論し、今後の本市の健幸福祉都市の推進が力強く進められていく一助となることを期待しています。

この健幸アプリであります。これまでの取組状況と市民の関心はどのようなものか、手応えな

どを含め、市の認識についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） あさひかわ健幸アプリは令和6年4月から運用を開始しておりますが、体操コンテンツやバーチャルウォーキングコースの追加など、機能の充実を図りながら楽しんで歩く習慣づくりに取り組んでおります。また、アプリ利用者数は、令和8年5月末現在で1万8千682人となっており、順調に増加しているほか、Asahikawa健幸フェスタのウォーキングイベントなど、多くの市民の皆様にご参加いただいていることから、本事業への関心の高さがうかがえるところであります。

令和7年11月に実施したアプリ利用者アンケート調査では、利用後に健康的な生活を意識していると回答した方の割合が95.2%に達するなど、市民の健康意識の向上にも一定の成果が見られ、多くの地元企業からの協賛もいただいております、健康づくりを支える地域アプリとして着実に定着しているものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 第1次スマートウェルネスあさひかわプランでは、副題を「『歩く』ことから始める健幸づくり」として、歩くことをきっかけとしたテーマでしたが、第2次スマートウェルネスあさひかわプランでは、副題を「つながる、ひろがる健幸づくり」とし、外に出かけて活動を増やし、活動範囲を広げることが将来の健康につながるとアップデートされており、すばらしい指針であると評価できます。

しかし、歩くことの推奨だけでは、将来にわたってこの取組は長続きしません。健幸アプリを活用することでどのような取組成果が生まれるか、市民に積極的に発信していくことが必要であると考えますが、これまでの取組についてお示してください。

また、成果の指標を定め、客観的なデータを基に示していくことが必要であります、市の考え方をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 健幸アプリのこれまでの取組やその成果につきましては、第2次スマートウェルネスあさひかわプランの策定時の懇談会において報告するとともに、その会議資料を本市ホームページに公表しているほか、プラン本体においても平均歩数の推移などを公表しているところであります。

本プランでは、新たに歩数に関する指標を定め、現在は歩数増加を重視した取組を進めておりますが、今後は、アプリ利用者の歩数データの分析や、アンケート調査などによる健康意識、行動変容を把握し、そこから見える傾向や取組の成果について検証し、その経過を発信してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 取組成果の周知の必要性は重要な要素であり、成果があることで達成感や満足感が得られ、次の目標につながります。懇談会だけでの報告では限定的ですし、ホームページの公表だけでは積極的な発信とは言えませんので、取組成果の周知方法を検討し、積極的にPRしていただきたいと思います。

健康寿命の延伸には、要介護状態になることを予防するために、脳血管疾患や運動器疾患、認知症などの要介護状態となり得る3大要素の予防が必要であり、脂質異常症、高血圧症、糖尿病など

の生活習慣の予防を目的とした啓発や戦略が必要であると考えます。

エビデンスに基づいた政策立案が求められますが、そのような計画は考えられているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 令和6年度に策定した第3次健康日本21旭川計画は、本市における健康づくりを総合的に推進するための計画であります。

策定に当たりましては、市民アンケートによる生活習慣の実態把握をはじめ、要介護認定者の有病状況や国民健康保険の特定健診受診者データなど各種統計データの分析を行い、本市の健康課題を踏まえた目標値を設定するとともに、介護予防や生活習慣病予防など、健康寿命の延伸に向けた取組に関連する各種計画との整合を図ったところであります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 先月、会派の沼崎議員とダブルまさゆきで健康寿命の延伸に大きな成果を上げている山形県山形市に視察に行きました。

山形市は、市民参加型施策を展開し、食事、運動、休養、社会参加、禁煙・受動喫煙防止の5つの生活習慣改善を推進し、健康寿命が延び、平均寿命との差が縮小した実績を上げています。山形市では、65歳以上の高齢者に占める要介護度区分で、要介護2以下の認定者の割合が減少したという明確な指標を持っています。

このような指標を参考にするべきであると思いますが、本市で用いている指標はどのようなものか、お答えください。

また、それらの活用を考えと、国と北海道との比較も踏まえた見解についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 本市では、国保データベースシステムから算出される平均自立期間を、第2次スマートウェルネスあさひかわプランにおける指標の一つとして位置づけをしております。この平均自立期間は、介護などを必要とせず、日常生活動作が自立した状態で生活できる期間の平均を示すものであり、国や北海道、同規模自治体との比較が可能な指標であります。

令和6年度のプラン策定時の比較では、男性は国及び北海道を下回る状況であり、女性は、国を下回るものの、北海道を上回る状況でありました。このため、本プランでは、平均寿命の増加分を上回る平均自立期間の増加を目標に掲げたところであります。

今後におきましても、山形市をはじめとする他自治体で用いられている指標を参考としながら、多角的な視点から健康課題の把握に努め、効果的な施策の推進につなげてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 山形市では、健康医療先進都市、文化創造都市の2大ビジョンを掲げ、山形市中心市街地グランドデザインのテーマとして「歩くほど幸せになるまち」を提唱し、ビジョンを具現化する全庁的な取組を実施しています。本市でも、中心市街地などで居心地がよく歩きたくなる空間の創設や、冬期間でも歩ける消雪道を設け、積極的に歩くことを推進すべきと考えます。

また、山形市での全庁的な取組には、歩くに加え、シェアサイクルを導入した運動機会のさらなる仕掛けを行っています。これらの取組には全庁的な高い意識が必要となりますが、市の見解と今

後の方針についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 本市は、健幸福祉都市をまちづくりの基本理念として掲げ、そのアクションプランとして第2次スマートウエルネスあさひかわプランを策定し、スポーツ推進計画や地域福祉計画など、関係部局の様々な計画に基づく取組に健康づくりの視点を取り入れ、分野横断的に相互連携して取り組むこととしております。

昨年においても、日常的に買物公園を訪れ、滞在したくなる空間づくりの社会実験を行った関係部局のまちにち計画との連携や、冬でも利用しやすい公園の情報をアプリの通知機能により発信するなど、様々な取組を進めてきたところであります。

今後、引き続き、他自治体の先進的な事例も参考としながら、全庁的に他分野との連携の強化を図り、効果的な取組について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 歩く動機づけに、特に、まちなかなど、おいしくヘルシーなメニューを提供する飲食店のマップを作成し、来店した際にポイントを付与するなど、健康志向の醸成や飲食店PRなどに役立つと考えますが、これまで市で実施してきた取組を融合させた取組は行えないのか、市の見解をお尋ねします。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 現在、本市では、健康づくりに関する情報提供や栄養成分表示、健康に配慮したオーダー対応やメニューの提供など、市民の皆様の健康づくりを応援する市内の飲食店や食料品販売店などをあさひかわ食の健康づくり応援の店として64店舗登録しており、昨年度は、これらの店舗を利用した方に対して健幸アプリのポイントを付与する期間限定のイベントを実施したところであります。

今年度も、このイベントを実施することに加え、健幸アプリの新機能として、市内の名所やガーデンを巡るスタンプラリーを開始する予定となっていることから、この周知においてコース案内の中に最寄りの応援の店の情報を掲載するなどし、取組の相乗効果を高めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 健幸アプリを活用した取組の相乗効果を高めていただきたいと思います。そのためには、楽しみながら続けられる仕組みづくりが重要であると考えます。例えば、ポイントアップデーの創設や、中心市街地を歩き、ポイントを獲得することでポイント倍増や、特に、運動機会が減少しやすい冬期間には、バーサーロペットジャパン出場やカムイスキリンクス利用でポイント倍増など、あらゆる動機づけを駆使したスポーツ機会の醸成と中心市街地の活性化にも寄与すると思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 健幸アプリでは、これまでも中心市街地で開催されるイベントへの来場や参加に対するポイントの付与や、冬季限定のポイントアップキャンペーンなどを実施したところでありますが、議員が御提案のとおり、本市は、冬季においてスキーやスケートなどのウィンタースポーツに親しむことのできる恵まれた環境にあることから、こうした地域資源も健康づくり

に活用していくことは大変有効であると認識しております。

楽しみながら継続して取り組むことのできる仕組みづくりは、健幸アプリのさらなる普及、定着を図る上で重視していることであり、今後も創意工夫を重ねながら様々な機会を活用した取組を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 本市では、健幸福祉都市の推進に、健幸アプリの導入に加え、子宮頸がんワクチン接種の推奨、介護予防教室や健康まつりの開催などを行っています。

しかし、40歳から60歳などの働き世代の方々を含め、健康無関心層は一定数存在します。どんなによい取組を行っても、伝わらなければ意味がないと思いますが、そういった方々の無関心な理由を考察し、徹底したプロモーションが必要ではないかと考えますが、市の見解をお示してください。

○議長（福居秀雄） 健幸保健部長。

○健幸保健部長（山口 亮） 働き世代の方々を含め、健康づくりに対する意識や行動には様々な状況があるものと認識しており、その背景は、個々、人により異なるものと考えられますが、仕事や家庭など多忙な生活を送る中、健康管理が後回しになりやすいことが要因の一つとされているところであります。

こうした方々にも御自分の健康について関心を持っていただくためには、世代や生活環境に応じた媒体を通じての情報発信が重要であると考えております。SNSや広報誌、またアプリの通知機能など、どのような媒体での周知が効果的なのか、また、どのような内容であれば興味や関心を持っていたりするのか、効果的なアプローチ方法について検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 健幸アプリを導入した目的は、本来、運動習慣がある方が運動機会を増やすことよりも、健康無関心層の生活習慣病予備群の方々の活用であると思いますので、効果的な方法を検討してください。

最後に、今津市長に伺います。

健幸福祉都市の実現には、市民の理解はもとより、本市一丸で取り組んでいかなければ成果は生まれないと思います。市長のリーダーシップの下、今後の健幸福祉都市像とはどのようなもので、今後どのような未来を描いていくのか、市長のお考えをお聞きし、本質問を終えます。

○議長（福居秀雄） 市長。

○市長（今津寛介） 幸せと書く健幸福祉都市とは、誰もが健やかに生きがいと希望を持って暮らし、幸せを実感できるまちであるというふうに考えております。この実現に向けては、保健、医療、福祉はもとより、教育や子育て、スポーツ、都市計画など、あらゆる分野の施策に健幸の視点を取り入れたまちづくりを進めることが必要であると考えております。

こうした考えの下、健幸をまちづくり全体を貫く共通理念として位置づけ、全庁を挙げて横断的な施策を展開するとともに、その効果や変化を数値として見える化することにより、市民の皆様が健幸を実感できるまちづくりを進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 前向きなお考えをお聞きできました。

旭川に暮らせば市民が健康寿命を延伸できると実感でき、安心して暮らし、住み続けたいとなる旭川を目指していただきたいと思いますし、そのためには、全庁的な取組を展開し、効果や変化を数値として市民に分かりやすく示していくことが必要だと思います。

市長のリーダーシップに期待し、次の質問に移ります。

学校現場の新たな支え手として、医療・福祉専門職でリハビリテーションの専門家である作業療法士の活躍が注目されています。

学校現場で作業療法士を定期配置し、週２回程度、全ての小中学校に巡回型でサポートを行い、子どもたちの成長や教員の負担軽減に大きな成果を上げている岐阜県飛騨市を今年２月に視察しました。その取組は、全国的に注目され、今年度より、奈良県生駒市、長野県駒ヶ根市など、計７自治体が導入、または予定とされ、飛騨市の行政視察の依頼は後を絶たないと聞きます。

作業療法士は、一般的には医療機関や福祉施設などで活躍しているイメージが先行されますが、アメリカでは、学校現場で働く作業療法士は、作業療法士全体の約半数を占めていると言われています。日本とアメリカの大きな違いは制度の違いです。アメリカでは、作業療法士が学校で子どもたちとの関わりや教員のサポートに制度報酬がありますが、日本は、作業療法士が学校現場で活躍しても制度上の報酬はありません。

リハビリテーションの本質は、治療してよくするという考え方だけではなく、どのような代替手段や環境を整え、関わり方を工夫すればできるようになるかという視点を持っています。

学校の先生方には、届けたい教育があると思います。授業に集中できず立ち歩く、給食を食べない、友達とぶつかる、こうした行動は、つい減らすべき問題として取り扱われがちですが、先生や保護者が問題と感ずるのは、こうなってほしいと強く願っているからです。

学校作業療法士は、その願いを具体的な目標に変え、マイナスをゼロにするのではなく、願いの実現に向けて、まずはできることから始めます。学校作業療法士は、先生そのものの教育は変えず、先生の持っている教育を大切にしていきます。先生が届けたい教育は素晴らしいものです。ただ、子どもの特性によって、その教育がうまく届いていないことがあります。それを、届け方を一緒に工夫しましょうと提案するのが学校作業療法士の位置づけとなります。

今回は、質問を通して、本市の学校作業療法の適性について議論ができればと思います。

まずは、本市の小中学生の何らかの障害を持つ児童数と支援を必要としている児童数はどのくらいいるのでしょうか、また、障害を持つ子どもたちが増えていると聞きますが、市はどのように認識しているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊 仁） 何らかの支援を必要としている児童生徒数につきまして、令和８年３月末現在の障害者手帳の交付者数で申し上げますが、身体障害者手帳では５０人、療育手帳では５９３人、精神障害者保健福祉手帳はおおむね１５人と捉えております。

また、療育手帳所持者は本市でも増加傾向にありますが、これは、時代とともに障害に対する受け止め方も変わってきたことで、医療機関の受診機会が増えたことによるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの保育所等訪問支援事業は、厚生労働省やこども家庭庁のガイドラインに沿って運営されていますが、この事業の目的は、障害の

ある子どもが集団生活の中で安心、安全に過ごせる環境を整えることで、保護者、学校教員、支援員の三者が協力するものです。この支援員の代表的な職種としては、児童指導員や作業療法士、臨床心理士などです。

本市の保育所等訪問支援の特に小・中・高の学校現場での介入状況と専門職の活躍の実態はどうか、また、市の認識についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊 仁） 本市の保育所等訪問支援における給付実績は、年々増加し、令和7年度は479件で、5年間でおよそ3.4倍となっております。

小中学生の利用者数は、令和8年3月では、全利用者53人中17人で、5年前の11人中1人と比較して増加をいたしております。

なお、高校生はゼロ人となっております。

また、専門職の活動状況ですが、一部事業所からの聞き取りでは、保育士、理学療法士、作業療法士などが学校現場で集団生活への適応のために様々な取組をされているところではありますが、学校との関係で気を遣うことも多いなど、苦労もあると伺っております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 この5年間で3.4倍に増えているようなので、医療専門職の外部からの支援の需要が高くなっていることが確認できました。

実態については、学校側の制約で気を遣うことが多いとのことですが、障害児サービス事業者は、制度の下、学校に介入しているものの、一方で、学校側のルールにも合わせていかなければサービスを提供できないものと推察されます。

何らかの発達特性のある子どもたちの安心、安全な学びを担保することは大切ですが、学校の受入れ体制に対する市の認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 保育所等訪問支援における小中学校の受入れについては、当初、学校と事業者双方での取決めがなかったものの、現在は、学校で訪問時の留意事項を定め、あらかじめ事業者と共有し、受入れ体制を整えた上で取り組んでいるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 文部科学省の2022年調査では、通常学級にも学習や行動に困難を抱える子どもたちが約8.8%いると言われています。

しかし、教員は医療の専門家ではないため、発達の特性に課題がある子どもへの関わりに悩んでいる教員が多いと聞きます。そのことについて、市の認識と取組についてお答えください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 特別の支援が必要な児童生徒の中には、授業中に立ち歩いたり、乱暴な言動を取ったりするなどの行動も見られ、通常の学級、特別支援学級を問わず、対処する教員の負担感が増していると受け止めております。

このため、専門職員の学校派遣による助言や相談支援、教員の知識と技術の向上に取り組んでおります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 本市の特別支援教育推進事業では、事業内容に特別支援教育に精通した特別支援教育専門員及び特別支援教育補助指導員を配置することとなっていますが、令和8年度の状況についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 発達の特性に課題がある子どもたちの支援の充実を図るため、令和8年度では、特別支援教育専門員2名を教育委員会に配置しております。また、教員免許や保育士、幼稚園教諭といった資格を持った特別支援教育補助指導員については、小中学校合わせて99人配置しており、そのうち、医療的ケアを行う補助指導員が17人となっております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 では、特別支援学級のみならず、旭川市の教育現場に専門職の定期訪問や定期配置すること、特に、学校と医療専門職が協働していくことの市の考え方についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市では、障害を持つ児童生徒に対し、医療的ケアや生活介助、学習支援などを行うため、平成29年度から看護師資格を有する補助指導員を配置しております。

配置された学校では、教員や保護者の付添いが不要となり、教員や保護者の負担が軽減されたことに加え、児童生徒にとっては安心して学習や集団生活に集中できるといった効果が現れています。

こうした経過を踏まえると、医療専門職が学校を定期的に訪問したり常駐したりすることで、児童生徒が抱える個別の課題に対し、医科学的な見地から有効な支援が講じられることにつながるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 医療専門職の学校現場での活躍は有効である旨の認識を持っていることが確認できました。

先進地の飛騨市やその他の自治体は、一般財源で学校作業療法を導入しています。飛騨市が強化している医療、福祉の専門性において、作業療法士は、身体面、心理・精神面、社会面をトータルして関われるという点で信頼されているようです。

これまで障害のある子どもたちを中心とした質問ではありましたが、先進地の自治体は、障害の有無にかかわらず、普通学級の子どものサポートに学校作業療法を取り入れているところが特徴です。

特別支援学級はもちろんのこと、普通学級に先進地を参考に作業療法士を配置導入し、教育現場の負担軽減や子どもたちへの支援につなげることは有効であると考えますが、学校作業療法の適性について市の考え方をお示してください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 作業療法士の小中学校への配置については、特別な支援が必要な児童生徒に対し、医療的な視点から指導や支援を講じる上で有効な取組の一つになり得るものと考えております。また、教員の負担軽減も期待できることから、児童生徒や学校のニーズを把握しつつ、他都市の事例も調査しながら検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 本市においても学校作業療法の適性があるのではないかと確認できましたので、今後も検討課題としていただきたいと思います。

教員の負担軽減に向けた施策や、何らかの障害を持つ子どもたちが安心して学校に通い、教育を受けることは権利ではありますが、今後の市の取組と方針を総括し、最後に、改めて教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 教育長。

○教育長（和田英邦） 特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、全国と同様に、本市においても増加傾向にあり、教育的ニーズが多様化、複雑化している中、一人一人の子どもが置かれている状況に応じた指導や支援が必要であるものと認識しております。

教育委員会といたしましては、特別支援教育の充実を目指し、補助指導員の配置や教員の専門性の向上に取り組むなど、全ての子どもが共に学べる環境づくりと、あわせて、教職員の負担軽減に努めているところでございます。

今後におきましても、次代を担う子どもたち一人一人が可能性を最大限に伸ばすことができるよう、医療専門職との連携も視野に入れながら、安心、安全な教育環境づくりを一層進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 今津市長は、令和6年度市政方針において、小中学校へのエアコン設置を英断され、子どもたちの生活の場の環境改善を行いました。さらなる教育活動の充実に向けて、学校作業療法の導入も検討していただきたいと思いますようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

カムイスキーリンクスの発展についてです。

カムイスキーリンクスは、雪質のよさから国内外のスキーヤー、スノーボーダーから絶大な支持を集めるスキー場であり、本市にもたらす経済効果は大きいものとなっています。

リンクスのここ数年の発展は目覚ましく、令和6年度にはリンクス40周年を記念して造られた新コースをはじめ、令和7年度は、市内とリンクスを結ぶシャトルバスの増便、コインロッカーを更新し、キャッシュレス化対応、朝7時に雪上車に乗車し、出発する、誰も滑っていないリンクスの自慢の北斜面を独り占めできる、参加料30万円のアーリーモーニングキャットツアー、さらには、既存のセンターハウスでは需要に答えられなくなったことを契機として、6千500万円を投じてつくられた大型プレハブ施設の設置、本市は、指定管理者であるDMOとともに、高まるインバウンド需要の対策に、リンクスを軸とした地域経済の活性化に向け、伴走型で取組を進めています。

昨年の第4回定例会一般質問に続き、今回でリンクスに関する一般質問は4回目を数えますが、世界に誇れる魅力高く国際的なリンクスとなるよう、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

まずは、令和7年度シーズンの利用状況はどうであったのか、また、設定した目標人数は達成できたのか、お示ください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） 令和7年度シーズンは、12月当初の降雪状況が悪く、部分的なコース運営となったものの、インバウンドの増等により、前年度と比べ、

1. 8%、2千223人の増となり、当初目標として設定していた12万3千人を上回る12万4千324人となったところであります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 振り返りますと、昨年12月26日の夜から27日の朝にかけて旭川市内は37センチの記録的な降雪がありましたが、それまでの間は、12月に最高気温7.1度を記録するなど、降雪状況は悪かったことを記憶しています。

しかし、十分な期間の開設ができなかったことを考えても、前年度と比べて2千200人以上の増加の実績は当初目標を上回っていますので、リンクスの知名度はさらに広がっているものと推察されます。

このように利用者は増え続けていますが、6千500万円を投じ、令和7年度に設置した大型プレハブ施設は混雑緩和に寄与したのでしょうか、また、昨年の第4回定例会では、追加の休憩施設の大型プレハブ施設の設置について質問をしましたが、その後の検討状況はどうなったのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） 令和7年度のシーズン当初に設置したプレハブ施設は、団体用のレンタル及び休憩コーナーとして活用し、センターハウスの混雑緩和に一定程度効果があったものと認識しております。

追加施設につきましては、スキー場の利用者数が伸びている現状を踏まえ、設置場所や床面積を検討の上、今シーズンのオープンに間に合わせるよう工期が短縮できるプレハブ工法により、指定管理者である大雪カムイミンタラDMOが既に設置工事に着手しているところであります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 昨年度、大型プレハブ施設はセンターハウスの混雑緩和に一定程度効果があり、さらに利用者数が伸びているこのチャンスを逃すべからずと、計画的に追加施設に挑戦をしていくことは、今津市政の真骨頂と高く評価できます。

追加の新たな施設につきましては、今シーズンのオープンに間に合わせるよう既に設置工事に着手しているとのことで、大変うれしく思います。新たなプレハブ施設はどのようなものが新設されるのか、とても期待が膨らみます。概要についてお示してください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） 現在工事中の大型プレハブ施設は、延べ床面積約650平米の2階建てで、事業費は約2億8千万円を見込んでおります。

完成後は、約150名の利用者に休憩や昼食を取っていただくスペースが確保されるほか、スキー・スノーボードスクールの受付、センターハウス内にある個人向けのスキーやスノーボードのレンタルスペースも移設させることで、より利用者の利便性の向上につながるものと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 事業費2億8千万円を投じて新設していただけるとのことですので、さらなる利便性の向上につなげて、稼ぐリンクスの挑戦を続けていただきたいと思います。

リンクスは、冬季観光資源の側面や、全国・全道規模の大会開催や合宿誘致の実績が多数あり、スノースポーツ施設としての側面を併せ持っています。そして、忘れてはならないのは、小さな子

ども連れの家族やシニアの方にも利用できる、地域の方々から長年にわたって親しまれてきた市民スキー場としての機能を持っていることです。

その根拠として、シーズン券の市民割引導入や20時間券の新設、令和6年度料金改定の際の小中学生料金、スキー学習料金の据置きなど、市民が利用しやすい施策を講じてきました。現在、リンクスの集客は高いものの、市民のスキー離れも危惧されます。スキーのまち旭川を具現化するために、本市の子どもたちがスキーを楽しむ機会の醸成と保護者の経済的負担軽減のために、リフト券の無料配付は再度検討できませんか。

改めて、今回で3回目の質問となりますが、小中学生の無料化の検討状況についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） 小中学生の無料化につきましては、ICカード及び自動券売機による運営体制に支障を来さないか、また、近隣スキー場への影響の有無など、どのような形であれば実施できるのか、これまで指定管理者と協議を重ねてきたところであります。

現在は、例えば、一日限定で施設を無料開放するなど、今シーズンの実施に向け、検討を進めているところであり、引き続き、対象者や実施タイミングなど、具体的な検討を指定管理者とともに行ってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 今シーズンの実施に向けて、一日限定となりそうですが、小中学生の無料化を検討しているとのことですのでうれしく思います。このような市民還元は必要ですし、旭川の有名な観光地で行うことに意義があると思います。

続きまして、視点が変わりますが、リンクススタッフの中には農業従事者も多くいるため、3月は人員が確保できず、リフトの計画運休をしている状況であります。限られたシーズン中に多くの利用客を迎え入れ、収益を向上させるため、機会損失とならないよう、人員の確保には最大限の努力を払うべきと考えますが、市の考えをお示しください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） カムイスキーリンクスのスタッフには農業従事者が多数おり、農作業が始まる3月に入るとスタッフに欠員が出る状況となることから、リフトの安全な運行確保のため、一部リフトの計画運休を実施しておりますが、運休状況につきましては、利用者の皆様に対してSNSなどで告知を行っており、理解を求めているところであります。

3月は、シーズンの中でも比較的利用者が少ないことに加え、運休対象としている第1ペアリフトと第2ペアリフトはゴンドラで代替可能であることから、現時点では大きな支障はないものと認識しておりますが、サービスの充実や収益の増を図っていくためには、スタッフの安定的な確保が必要不可欠であることから、引き続き人材の確保に取り組む必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 この先、この地域の冬季観光及び冬季スポーツ振興の観点では、地域で連携した取組も重要と考えます。

北海道パウダーベルト推進協議会によるカムイスキーリンクス、富良野スキー場、星野リゾートトマムの3施設の共通券があると聞きます。

近隣も含めたスキー場連携についてのこれまでの取組や市の考えについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 観光スポーツ・シティプロモーション部長。

○観光スポーツ・シティプロモーション部長（菅原 稔） カムイスキーリンクスが、市民スキー場としての役割のほか、競技拠点や冬季観光施設としての役割を果たし、より多くの方に御利用いただくためには、近隣スキー場と連携した面的な展開が重要であると認識しており、北海道パウダーベルトについてもそうした考えから取り組んでいるところであります。また、旅行代理店やメディア関係者を招待し、現地視察や実際に体験いただくFAMツアーを近隣のスキー場とともに取り組んでいるところであり、今後も、指定管理者と連携事業を推進し、近隣スキー場との相乗効果を発揮しながら運営に取り組んでいく考えであります。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 繰り返しになりますが、リンクスは、道北最大級で都市近郊型スキー場としての利点を生かし、国内外から毎年多くの利用者を受け入れており、冬季の観光施策にとって重要な役割を果たしています。

最後に、DMO副理事長で観光振興やプロジェクト推進に携わってきた経験もある佐藤副市長にお聞きします。

佐藤副市長は、就任時に、道北地域のリーダーシップを発揮することが旭川に求められている、また、一時的な来訪者である観光客から、ふるさと納税などで継続的な関わりを持つ関係人口を増やす取組を経済活性化につなげるとおっしゃっていたと思います。

先ほどのカムイスキーリンクスの運営を軸にどのように観光施策の充実を図っていくのか、佐藤副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福居秀雄） 佐藤副市長。

○副市長（佐藤昌彦） 旭川市民スキー場、カムイスキーリンクスを軸とした本市の観光施策の充実についてお答えいたします。

まず、市民の健康増進の場、競技力向上の拠点、そして、世界に開かれた都市型スノーリゾートの中核、こういう3つの役割を持つカムイスキーリンクスは本市の重要な財産であります。特に、コロナ禍という困難な時期においても、市民の皆様の変わらぬ御利用が経営を支え、今日への道筋を切り開いてくださいました。この絆を忘れることなく、施設運営を通じて地域全体の価値を高めていくこと、それこそ、本市と大雪カムイミントラDMOの使命であると認識をしております。

今日、人口減少社会が進展する中、観光による地域経済の活性化が期待される一方で、オーバーツーリズムへの懸念など、持続可能なマネジメントが強く求められております。このため、本市といたしましては、単に来訪者の数を追うのではなく、旭川の魅力を深く理解し、未来を共に作り上げる関係人口の創出を重視してまいります。

カムイスキーリンクスにおきましては、北海道パウダーベルト推進協議会をはじめ、近隣スキー場との連携をより一層強化し、道北圏の観光価値を牽引する役割を果たしてまいります。市民の皆様が愛するカムイスキーリンクスの魅力を来訪者と分かち合い、お客様が増えるたびにまちが元気になる、そのような都市型スノーリゾートの真価を発揮させるべく、地域全体で、住まう人もよし、

訪れる人もよし、そういった地域づくりを力強く推進してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（福居秀雄） 石川まさゆき議員。

○石川まさゆき議員 非常に頼もしく力強いお考えをお聞きできました。佐藤副市長のこれまでの御経験を最大限生かして、今津市政においてその手腕を大いに発揮していただき、御答弁にもありました、住まう人もよし、訪れる人もよしの地域づくりを力強く推進していただけることを御期待申し上げます、私の一般質問を終えます。

ありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、石川まさゆき議員の質問を終了いたします。

（石川まさゆき議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） ここで、副議長と交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後１時４４分

再開 午後１時４６分

○副議長（品田ときえ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

横山議員。

（横山議員、質疑質問席に着席）

○横山啓一議員 それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、前半に、旭川市の教育課題について、何点か取り上げさせていただきます。

この５月に発表された国勢調査結果は、速報値ではありますが、旭川市の人口減少について大変大きなインパクトを与えたのではないかと思います。私も、それなりの衝撃を持って数字を受け止めました。

調査結果で明らかになった人口減の状況に対して、市はどのような認識を持っているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦） 令和８年５月に北海道により公表された令和７年国勢調査速報によると、全国的な傾向ではございますが、本市においても、令和２年の前回調査より減少幅が拡大し、人口減少が進行しているものと認識しており、引き続き、人口減少の緩和はもとより、人口減少下にあっても、安全、安心で活力あふれる魅力的なまちづくりを進めていくことが必要であるものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 これまでの様々な市の計画での予想も上回る人口減少が進んでいるのではないかなと思いますし、今後それをさらに加速する恐れもある、そんなふうに私は受け止めていますが、残念ながら、間違いなく縮んでいく旭川市の３０年後、また５０年後を見据えた議論が早急に必要なんではないかなというふうに思いますし、それに合わせた公共施設整備計画も直ちに見直すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 本市では、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の更新や維持管理に係る財政負担の軽減及び平準化の取組を進めているところでございますが、今後の人口動向や財政状況に加え、昨今の工事費等の高騰も踏まえた上で、市民が安心して利用できる公共施設を持続的に提供していくには、必要な機能やサービスの集約等により、配置の適正化をさらに進めていく必要があるものと考えております。

このため、令和10年度に改定予定の公共施設等総合管理計画などの見直しにおきまして、市民の皆様からも御意見をいただきながら、施設の更新、統廃合、長寿命化の方向性や具体的取組等について検討を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 公共施設の中で割合の大きな学校の校舎がありますが、文科省の方針では、今後は80年間使い続けることを基本とした長寿命化計画に切り替わっています。

では、現実的に、例えば築50年を超えた校舎を、あと30年、改築をせずにもたせられるのか。旭川市には築40年以上を超える校舎が5割以上あります。果たして、それに耐え得る計画を持っているのか、人口減、少子化の中で、旭川市は校舎の長寿命化を具体的にどのように進めようとしているのか、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校施設長寿命化計画では、80年使用することを目標に、適切な改修周期を設定し、取組を進めることとしております。

このため、次期旭川市総合計画や旭川市学校教育基本計画の改定に合わせて、児童生徒数の将来推計も踏まえ、中長期的な視点に立ち、学校配置の考え方について検討を重ね、その上で、校舎の長寿命化については、小中学校の適正配置計画の見直しとリンクさせ、課題を整理しながら進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 当然、少子化が進む中で、学校の適正配置の部分も併せて検討していかなければならないことは重々理解をしておりますが、築40年、また50年を超える校舎をあと30年ないし40年維持していくことには、修繕、改修のための予算枠の拡大、小規模な修繕、改修に即時対応できる予算の仕組みなど、財政の抜本的な見直しが必要ではないかというふうに私は考えています。

現状での認識を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 築年数が経過すると、学校施設の劣化状況は一段と進みやすくなり、修繕や改修費用もかさむことが予測されます。

子どもたちの安全、安心な教育環境を確保し、建物の長寿命化を図るためにも、改めて危険度や緊急性の把握を的確に行い、優先度の精査を徹底し、国の財源の活用と費用の平準化も図りながら、効果的な手法を検討して、修繕等の維持管理を実施してまいります。

○副議長（品田ときえ） 行財政改革部長。

○行財政改革部長（三宮元樹） 小中学校の施設整備につきましては、昨年度、豊岡小学校の体育館の完成をもちまして建物の耐震化が完了したほか、現在、給排水設備や暖房設備の改修、冷房設備の整備、非構造部材の耐震化等を計画的に進めております。

学校施設の改修は、今後も必要な教育環境を維持する上で重要と認識しておりますので、緊急性の高い小規模修繕は、修繕予算を、一定額、確保しながら適宜対応しているところでございますが、多額の事業費を必要とする大規模な改修や修繕につきましては、中長期的な視点や事業の優先度等を踏まえ、予算編成等におきまして他の事業との調整も図りながら対応してまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 築40年、50年と簡単に言いますけども、築50年の学校、例えば、私が最後の勤務校だった啓北中学校は築50年なんですね、今年ね。

実は、私は、教育実習のときに啓北中学校に5週間ほど行っていました。当時は、まだできて新しい学校でしたけども、そのレベルが50年ということなんですよ。そういった学校で小学校の最初の1年を迎える子どもたちが、旭川には数多くいるということも現実だということです。

老朽化は確実に進行しているように、学校にお邪魔をすると、その様子がいろいろかがえます。応急処置だけでは子どもたちの安全は保障されないんだということは、現場からもよく聞かれています。コンクリートが屋根から落ちてくる、取りあえずは落ちないようにしておいたということでは、学校は子どもの安全は保障できないんだと、そういう声も聞いています。また、今どき、雨漏りする建物なんかは見たことがないですが、学校で体育館や校舎が雨漏りするというのはたくさんあるという話を伺っています。

先週、東京都の小学校で大きな火災がありました。私は、人ごとではないなと思って見ていました。例えば、築50年ぐらいの小学校ですと、教室に入りが1つしかないんですね。そこから逃げるには、確実にスピードが遅くなるわけです。また、市のある中学校では、非常階段の段のところがさびて、穴があいて、もうここは使えないという学校もありました。万が一のときにどういう言い訳をするのか、そういうことをこの週末にも考えました。

改築に踏み切らざるを得ない校舎、それから、補修し続け、使い続ける校舎など、明確な基準を基に予算計上していく必要があると思います。そのためには、少なくとも、校舎整備の予算枠を現状以上に拡大することが必要だということを指摘して、この質問については終わりたいと思います。

続いて、小中学校働き方改革の現状と課題について、もう何度も毎年のように伺っている話ですが、現状はあまり変わっていないという問題意識の中で伺いたいと思います。

働き方改革プランが北海道、旭川市で策定されて、もう7年になります。これらによる取組がどれだけ教職員の時間外勤務縮減につながったのか。学校現場からは、何も変わっていない、多忙感はずっと増しているという声も多く聞いています。市教委の認識を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市では、平成31年度に旭川市立小中学校働き方改革推進プランを策定し、これまで2回の改訂を経ながら、学校現場において様々な取組を進めてきております。

この間、勤務時間を意識した働き方が浸透し、働き方改革に対する意識も高まり、時間外在校等時間の状況も、令和元年度の30時間54分から、令和6年度には26時間18分に減少し、教職員の時間外勤務は一定程度改善してきているものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 30時間54分から26時間18分に減少したということですが、これらの数字を月20日間で割ると、令和元年度で言えば1.55時間、令和6年度は1.32時間と、0.2

3時間、30分未満の減少ということです。これだけ減ったということをどう評価するのか。

私は、平日は確かに増えていないのかもしれないけれども、その分、持ち帰り業務や週休日の勤務が増えているだけのことではないかというふうに予想をしています。現場の教職員からもそういう声が上がっています。

持ち帰り業務や週休日の勤務の正確な実態を明らかにしなければ、働き方改革の評価も正当性を欠くことになる、これは何度も指摘をしてきたことであります。

意識調査では不十分だ、正確な実態調査を行うべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 昨年度に実施した教職員の意識調査では、新たに調査項目を設定したところ、約60%の教職員が業務の持ち帰りを行っており、週休日の勤務については、小学校で約15%、部活動の指導がある中学校で約75%の教職員が行っている状況にあります。

今年度も意識調査を継続して勤務実態を把握するとともに、校長会との意見交換などを通じて、課題解決に向けた方策の検討を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 これまで、働き方改革推進の中で、教員以外の専門スタッフの配置がなされ、教職員の負担軽減が進められてきたことは、一定の評価はしたいと思いますが、その一方で、学校の状態によっては教職員の負担が増えかねない、そういう人員の見直しも行われようとしています。

先ほども申しましたように、意識調査では勤務実態を正確に把握しているとは言い難い。正確な調査を何らかの形で行って、現状の働き方改革の見直しを進めるべきではないかと思います。

改めて、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備に向けましては、学校からの意見も踏まえ、スクールサポートスタッフをはじめ、特別支援教育補助指導員やいじめ・不登校対策の支援員などを適宜配置し、児童生徒への支援充実と教職員の負担軽減に取り組んできております。また、近年、ICTを活用し、保護者との連絡でスマートフォンの活用や資料のデジタル化が進んだことにより、教職員の負担軽減が進んできたものと認識しております。

教職員の勤務時間については、管理職に対し、所属職員の持ち帰り業務や週休日の勤務を含めて、勤務実態を的確に把握するよう指導を徹底し、引き続き、第3期プランに掲げる校務の効率化の推進や学校運営体制の見直しなどを通じて、時間外勤務の縮減を着実に進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 現場任せの推進プランの問題は、これまで何度も指摘をしてきました。この間、いじめ対策に関わる業務は確実に増えて、その反面、人員は増やされていません。ゼロではありませんけれども、増やされていません。

実効ある対策が打てないのは、正確な勤務の状況を把握していないことに加えて、教員の増員や教育課程の見直しなど、抜本的な対策を取れていないことに尽きると思います。そうこうしているうちに、教職員を希望する若者はどんどん減り続けている現状にあります。学校現場はもう崩壊寸前という声も聞いています。危機感を持って推進プランを見直すべきだということを指摘して、この質問については終わります。

次に、中学校部活動の地域展開の方針と現状について伺います。

まず、どの部署が責任を持ってこの地域展開を進めようとしているのかを明らかにしていただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 部活動の地域展開については、市長部局と教育委員会が一体となって推進しているところであり、観光スポーツ・シティプロモーション部が、認定地域クラブ活動の承認や経費の補助、場所の確保といった活動の支援を担い、学校教育部が、教職員や生徒、保護者への情報提供、教職員の兼職・兼業手続や施設貸出しといった学校への支援を担っております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 この春に、地域展開の方針が示されて、指針が出されたわけですが、各学校はこのことについて非常に戸惑いを持って受け止めています。

まず、このことを知らない教職員がたくさんいるということを、中学校を訪問して分かりました。

それから、移行できるところから移行するんだというふうに示していますが、どのような見通しを持っているのか、誰がそれを進めているのか、全く、学校現場に情報がないということです。学校にとっては、今、自分の学校で持っている部活がどうなるのか、そのために学校はどんな準備をして、どんな作業をすればいいのか。現在の状況では、保護者に問われても答えようがないという話を聞きました。

保護者にとっては、例えば、今、小学生のお子さんを持っている方が、この子が上がるときにどの部活に入れるんですかということが非常に気になっているようなんですけども、答えるすべがないんですね。そういう現状をどのように受け止めているのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針では、令和13年度末までに、原則、全ての部活動を廃止して、認定地域クラブ活動に移行することを目指しております。

本年9月から、認定地域クラブ活動団体の承認を始め、来年9月以降、受皿が整った競技から、順次、計画的に移行することとし、学校においては、認定地域クラブ活動の状況を踏まえ、部活動の募集停止や廃止に向けた取組を進めることとなります。

こうした本市の取組については、基本方針と併せて、リーフレットを作成し、教職員や生徒、保護者へ配付して周知に取り組んでおります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 市全体の方針や状況は何となく理解はできるんですけども、教職員や保護者、子どもたちにとっては、それぞれの競技や種目の状況がどうなっていくのか、それが明らかにならなければ理解も納得もしようがないと思うんですね。

そもそも、地域クラブの手が旭川で挙がってくるのか。必ず漏れてくる競技や種目が出てくるんでないかというふうに予想されます。じゃ、そのとき、どうするのか。また、結果的に学校に戻ってくるんじゃないかということを現場は非常に恐れています。

市としては、例えば、競技ごとにプロジェクトチームをつくって対策を考えていくとか、現場のアイデアをもっと聞いて取り入れるということだとか、それから、私立の高校でそういう先進的

な取組をやっている学校も随分あるということを聞きましたので、そういったことから学ぶということが必要なんではないかと思います。そういうところが十分取り組まれていないような気がします。

今後の課題も含めて、どのような認識でいるか、伺いたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 部活動の地域展開において、本市の実情に即した持続可能な仕組みを構築するためには、学校、競技団体、民間事業者などとの連携が不可欠であります。

認定地域クラブ活動の申請開始に向けては、スポーツ推進課が主体となって競技団体や校長会と協議を重ねており、引き続き、必要に応じて各団体とも連携しながら認定地域クラブ活動への移行を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 少なくとも、学校現場に、個々の教職員にしっかりと情報提供をしながら進めていっていただきたいということをお願いして、この件については終わりたいと思います。

教育課題の最後に、いじめ問題対策とインクルーシブ教育の推進について取り上げたいと思います。

2024年の9月に公表された、いわゆる旭川いじめ重大事態に対する再調査報告の提言の中で、いじめの防止について、このような指摘をされています。

性の指導やSNSへの対応などとともに、クラスなどの集団に発達特性のある児童生徒がいることを踏まえ、全ての児童生徒が、その児童生徒を異質なものと見て見ることがないように、児童生徒が人をはかる尺度が単一にならないよう、多様性を尊重する教育に努める、こういう提言を述べています。

こうした指摘を受けて、旭川の学校現場がどんな変化をしたのか。残念ながら、私は、それを感じるところがこれまでできていないというふうに思っていますが、市は、この提言を受けた課題について、どのように認識されているのか、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） いじめの再調査報告書においては、集団には発達特性のある児童生徒がいることを踏まえ、多様性を尊重する教育に努めることと提言されております。

各学校においては、障害特性がある児童生徒も含めて、全ての児童生徒が安心、安全に生活できるよう、自分自身の価値を実感しながら、互いの違いを認める教育活動を推進する必要があると認識しております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 今から10年前の7月26日に、神奈川県津久井やまゆり園で大変悲しい事件が起きました。それから10年になろうとしています。あの悲劇は、共に学び合う機会を奪ってきた分離教育がもたらしたものであることを指摘する識者が数多くいらっしゃいます。

旭川市内で起きた悲しい事件も、学級内でのいじめ被害を受けたという当該生徒も、小学校では特別支援学級で学んできたわけです。理解されずに孤立していたのだとしたら、彼女も同様の犠牲者だと私は言えるのではないかなというふうに思います。

多様な学びの場であるという美名の下で、双方が出会い、対等な関係の中で学び合う機会が奪われて

きたということも言えると思います。このことについて教育委員会はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 特別支援教育については、障害のある児童生徒が主体的に社会参画できるよう、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、適切な指導や支援を行うものであります。また、全ての児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求しながら、交流や共同学習を通じて相互理解を深めるもので、共生社会の形成を実現する重要な取組であると認識しております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 現状の制度では、支援学級在籍であれば、週の半分以上は支援学級で学ぶということを文科省は原則としています。子どもや学級によっては、支援学級で一人で学んでいるケースもあります。それで果たして相互理解が深まるのでしょうか。

学校生活のスタートは、まず共に学ぶことを前提に、ひとしく地域の学校の普通学級で、希望する場合は支援学級、支援学校と、そういう順番で考えていく、対応していくということが必要ではないかと思ひますし、そうした形を前提で、入学指定通知の発行ですとか個別の就学相談の在り方を変えていくべきではないかというふうに考えますが、見解を伺ひます。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 特別支援学級への入級や通級については、保護者から就学相談の申込みがあった際、教育的ニーズと必要とされる支援を丁寧に伺ひ、本人及び保護者の意向を最大限尊重した上で学びの場を決定しております。

入学指定通知書については、保護者の意向を尊重する考えから、例年、就学相談で就学先を決定した後、12月から1月にかけて送付しておりますが、引き続き、本人や保護者の気持ちに寄り添ひ、必要な改善策を検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 現状、認識のずれが、大分、私との間ではあるような気がしますが、市教委は、この間、年間1千件ほどの就学相談を受けているということも伺ひています。

支援学級、支援学校の措置を求めている相談なのかどうかは明らかにはされていませんけれども、なぜこういうことが生じているのか、そして、現状では、小中合わせれば11%の子どもが支援学級の在籍だということです。この現状をどう見るかは、今後とも議論をさせていただきたいと思ひます。

これについては、以上で終わります。

続いて、アフター菓子博について、何点か伺ひたいと思ひます。

今年の5月に開催されたこのイベントに、市はどういうふうに関わり、どのような役割や責任を負っていたのか、伺ひたいと思ひます。

○副議長（品田ときえ） 経済部長。

○経済部長（浅利 豪） 本事業は、昨年開催されたあさひかわ菓子博2025の継承事業として、本年5月8日から10日までの3日間開催されたものでありまして、主催は北海道菓子工業組合旭川支部でございます。

本市といたしましては、民間活力を生かした地域経済の活性化を図る観点から、補助金300万円を支出したほか、市の公式SNSや広報誌での情報発信等、開催に向けた支援を行ってまいりました。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 開催支援費として、今年度予算として300万円の補助金が計上されていますが、これについて、どのように使われたのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 経済部長。

○経済部長（浅利 豪） 本事業に対する補助金300万円につきましては、主催者である北海道菓子工業組合旭川支部から設営費等に係る支援要望を受け、会場となる道北アークス大雪アリーナの使用料金等を精査した上で予算計上を行い、支出したものでございまして、全額が会場借り上げ料や屋内の会場設営費に充てられたものでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 イベントは盛況だったという声や報道があった反面、一部の商品には売れ残りが発生して、これらが買取りだったために低価で処分せざるを得なかったという話を耳にしています。

食品ですのでやむを得ない部分もあるかと思いますが、それ以外にも何か課題があったのではないかと思います、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 経済部長。

○経済部長（浅利 豪） 本事業では、全国銘菓の物販やスイーツビュッフェなどの体験型コンテンツが好評を博し、多くの来場者を迎えることができ、高い集客効果や話題性を生み出すことができたとともに、市内高校生と市内菓子店が連携して商品を開発した旭川スイーツ甲子園の実施や、子ども向けのお菓子作り体験を通じ、次世代のスイーツシティ旭川の魅力を発信できたことは大きな成果であったと認識をしております。

一方で、議員が御指摘の売れ残りへの対応をはじめ、主催者からは、前年の熱量の継承でありますとか、会場の確保の都合から決定した開催時期が、結果として業界の繁忙期でありますゴールデンウィークや母の日と重なり、各菓子店からの協力確保が難しかったこと、また、補助金や協賛金への依存度が高い事業費の在り方などについて、幾つか課題が示されているところでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 市も経済振興で様々な取組を行っておりますし、関係者が努力していることは十分理解をして評価しているつもりですが、反面、どうもイベント的な事業に偏りがあるんじゃないかなというふうに思います。これは菓子博だけの話ではなくてですね。

短期間に人を集めれば盛り上がったという感じはもちろん出るんですけども、では、これで、旭川市の魅力ですとか、今回であれば、旭川市の菓子の魅力が広く伝わって、ちょっと極端な話ですけど、日常の売上げにどれだけ反映されたのかなどの視点を持って検証する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

今後どうしていくかということも含めて、見解があれば伺いたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 経済部長。

○経済部長（浅利 豪） 本事業は、3日間の開催でありましたが、地元の加盟事業者による販売のほか、お菓子作り体験など、次世代の関心を育む要素も盛り込まれ、お菓子の魅力発信のみなら

ず、お菓子作りに対する興味や関心の醸成につながったものと考えてございます。

本市は歴史あるスイーツのまちであり、この強みを広く浸透させるためには、主催者である業界の皆様が主体となり、持続的な経済活動を展開していただくことが重要であると考えてございます。

引き続き、菓子業界と連携をしながら、旭川が誇るすばらしい素材や、長年にわたり培われた製造技術等を改めて市民の皆様に広く認知していただくとともに、一過性のイベントにとどまらず、期間を設けて継続して取り組める施策の展開をすることで、スイーツシティ旭川ブランドの確立と、菓子業界の振興はもとより、地場産業全体の活性化を図ってまいりたいと考えてございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 十勝に負けないスイーツシティ旭川として、これからも栄えていくことを期待しておきたいと思います。

続いて、特定利用空港の指定に関わって質問させていただきます。

まず、指定までの経過と、現在どういう状況にあるのか、簡潔に御説明をいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 特定利用空港のこれまでの経緯につきましては、昨年6月25日に、国から、旭川空港を特定利用空港の対象候補として検討しているとの説明があり、11月11日に、自衛隊や海上保安庁が平素から空港を円滑に利用できるよう、その枠組みを国と市との間で確認することについて正式に依頼がありました。

これを受け、空港周辺地域の方々に説明資料を配付したほか、東神楽町の意見を確認するとともに、本年1月16日に市民説明会を開催いたしました。その後、2月27日に、国に対し、同意する旨の回答を行い、4月8日に、国において旭川空港を特定利用空港に追加することが公表されたところでございます。

現在の状況であります。追加後から現在まで、国からの具体的な動きはございません。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 1月16日に開催された市民説明会には、私も参加をさせていただきました。様々な御意見、質問が出て、再説明を求めるなど、私としては紛糾した状況だったのではないかなというふうに思います。

それを見た限りでは、特定利用空港の同意に、十分、市民の理解を得たとは言えないんじゃないかなというふうに考えていますが、市の見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 市民説明会では46名の参加があり、その時点の全国の特定利用空港・港湾の位置や、円滑な利用に関する確認事項の概要などの国から示された資料を配付し、特定利用空港に関する国からの説明内容や本市の考え方などについて説明を行い、参加者より、専門的な用語や表現に関わる質問のほか、軍事利用への懸念など、様々な質疑や意見が寄せられたところです。

特定利用空港の取組につきましては、国や市のホームページにおいて情報の提供を行うなど、制度について丁寧に説明し、理解をいただけるよう努めているところでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 市民の懸念や不安は様々だというふうに思います。例えば、戦闘行為が起きればとか、有事の場合はとかということ想定したときには、当然、攻撃対象となるだろう、それは大丈夫なのかというような声もありました。それと同時に、私は、特定利用の指定で実際にどんな訓練や利用が行われるのかがきちっと説明されなかったことなんではないかなというふうに思っているんですね。

今月に入って、6月3日のことですが、福岡の北九州空港において、航空自衛隊のF2戦闘機が訓練を行ったという報道がありました。それを目にしました。F2戦闘機ですから、当然、武装した軍用機だと思います。それがタッチ・アンド・ゴーと言って、一旦着陸態勢に入って滑走路に設置をして、再び飛び立つという訓練を行ったということです。その内容もさることながら、日程や内容が市民には全く告知もされていなかったということが問題なんではないかなというふうに思うんですね。

市民の不安感を払拭するためにも、利用計画、日程や内容などが事前告知される、少なくともどういうことが行われたのかという結果公表ぐらいはせめて行われるべきじゃないかというふうに私は考えるんですが、市の見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 自衛隊の訓練等における空港の利用計画や日程などの事前告知や結果公表につきましては、現時点では明らかではありませんが、特定利用空港となったことにより、国と本市とで構築される連絡調整体制において意見交換や情報共有を行うこととなっておりますことから、今後そのような内容についても協議が行われるものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 現時点で協議がまだ行われていないので、当然、明言していただくことは難しいとは思いますが、きちんと情報をもらえなければ、特定利用空港を見直してくれというようなことを申し出ることも含めて、国との協議を定期的に継続して訓練等の内容を明らかにしていく、そういう責任が市にはあるのではないかなというふうに考えますが、最後に、市の見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 特定利用空港となることで、通常の空港運用や民間航空機の運航ダイヤなどに影響がないことや、今後必要となってくる滑走路の改修工事などのため、空港整備の重要性を高めることが期待されることから、引き続き、特定利用空港として位置づけられることが適当であると考えております。

今後は、地域に不安や懸念が生じないよう丁寧な情報提供を行うことや、訓練の実施に当たっては航空機騒音等による住民生活への影響が最小限となるよう、国と本市の連絡調整体制の中で協議を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 国との協議が今後行われると思いますので、ぜひ、その内容を明らかにして、改めて市民に説明することも求めていると思います。

それでは、最後に、市長の政治姿勢について市長にお伺いをしたいと思います。通告ではアとイというふうに項目を2つに分けていたんですが、合わせて伺いたいと思います。

まず、市民団体がこれまでも市に様々な要請をするときに、市長の面談を希望する場合があります。

すが、私もそれを依頼してお願いをしたことなどが何度かありますが、なかなか、やはり対応してもらえないということを今年も聞いています。

市民団体に対して、市政を担う責任者として直接話を聞くというような誠意ある対応を取っていただくべきではないかなというふうに私は考えますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 総合政策部長。

○総合政策部長（三宅智彦） 市民団体などからの要望書の受領等の際し、面談希望がある場合には、市側の対応者へ面談日時などを調整した上で実施しております。

なお、面談に向けて要望団体から市長対応を希望される場合におきましても、公務や日程の都合などにより、代理での対応となることがあるところでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 団体の方からは、どうしたら市長に会えるのかな、方法を教えてほしいなという声もありましたので、ぜひ、後ほど教えていただければというふうに思います。

さて、新聞報道によれば、市長は、今年も6月5日の北海道護国神社慰霊大祭に私人として参拝をしたと。式典では、旭川市長と呼名されて、玉串を奉納しているというふうに認識をしていますが、この形では私人としての行為とは言えず、矛盾するのではないかということをお前にも伺いました。ぜひ改めていただきたいということを申し述べたつもりですが、今年の方針について、市長はどのような見解を持っていられるのか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（品田ときえ） 市長。

○市長（今津寛介） 6月5日の北海道護国神社慰霊大祭には、公用車を使用せず、職員の随行も伴わず、私人としての立場で参列をいたしました。

玉串奉奠の際には、旭川市長今津寛介と呼ばれたところでありますが、礼を失することのないよう、主催者の御案内に従って対応させていただいたものでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 過去4回、参拝をされていると思います。その間、式典内でどのように遇されるのかは、当然、市長は理解をされていることだと思います。そのような対応をしないよう、神社側には求めたのでしょうか。

結果的には、旭川市長が参列している、市長と神社とは特別な関係にあるのではないかと、他の参拝者や市民に、一面、思わせる行為でもあるというふうにとられても仕方がない。これは、やはり政教分離の原則に反するとも言えるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 市長。

○市長（今津寛介） 市長として、政教分離の原則は遵守すべきものと考えており、神社側には、私人として参拝させていただく旨を事前にお伝えをした上で伺ったものでございます。

また、私には、市長という公人としての立場がある一方で、個人として信教の自由がございますし、戦争でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表することは当然のことであると思っております。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 私は、市長個人の信教の自由を問題にしているわけではありませんので、当然、それは尊重されるべきものだということは十分理解をしています。

ただ、少なくとも公人としての身分を選挙を通して得た以上、市民から誤解されることは市長にとってもよろしくないことではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をいただいて、特に、神社側には、こういう遇され方は困るんだということを伝えた上で善処を求めているなというふうに思います。

最後に、今、慰霊大祭の参列に関わって、５月２８日に市民団体から、参列に関わる要請を受けていると思います。

先ほども私人としての行為だということでおっしゃいましたので、市長自ら、これは私人としての要請と受け止めて、自分の言葉で回答を説明するべきではないか。これは、直接、市長の言葉で説明をしていただくべきではないかなというふうに考えますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） 市長。

○市長（今津寛介） 今回の要請につきましては、日程が合わなかったことから、団体側に事前にと承をいただいた上で、副市長が代理でお受けをさせていただきました。

また、私も、要請を拝見し、文書でお答えをしたところでございます。

○副議長（品田ときえ） 横山議員。

○横山啓一議員 残念ながら、納得できるお答えではなかったなというふうに受け止めさせていただきたいと思います。

市民への要請の対応も含めて、ぜひ市長には再考を願うということを申し述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（品田ときえ） 以上で、横山議員の質問を終了いたします。

（横山議員、議員席に着席）

○副議長（品田ときえ） 暫時休憩いたします。

休憩 午後２時２９分

再開 午後３時００分

○副議長（品田ときえ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

中村みなこ議員。

（中村みなこ議員、質疑質問席に着席）

○中村みなこ議員 それでは、よろしくお願いいたします。

一つ目の項目です。

学校給食費について。

本市は、小学校の給食が完全無償化となっていて、今年度、スタートしております。先日、子育て支援の充実を求める会からの要請のときにも、子育て世帯から負担軽減になっていると喜びの声がたくさん寄せられているとの話がありました。

さらに、先生方から、給食の食数が増えているとお聞きしました。ある学校では、五月雨登校、完全不登校ではなくて、来たり来なかったりしている子どもたちの登校が増えているそうです。今までなら、登校しないんだったら、経済的な負担もあって給食を止めておこう、そうすると、登校

しにくくなってしまう、そういう子たちが、無償化になって、来る日数が増えているということなんだそうです。こんなところにも予期せぬ効果があったということをうれしく思っているところです。

次は、中学校での無償化をと要望が出ております。本市での中学校給食費の無償化実現について伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 中学校の給食費支援については、国において、小中学校の給食実施状況の違いなど、課題を整理した上で検討するとされており、現時点では、実施時期や財源が示されておらず、本市単独で無償化を実施するには財政上の課題も大きいと考えております。

義務教育段階における給食費の負担は、全国どこの自治体においても格差が生じないよう、国に対し、中核市市長会などを通じて中学校に対する支援の早期実施を働きかけてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 以前から、無償化になると質や量が悪くなるのではないかという心配の声がありました。質や量、そこは最優先に守るべきことであり、議会でも求めてきたところですが、改めて考え方を伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 全国の自治体では、本市同様に、国の基準を超える分を独自で負担し、保護者負担を無償とする取組が増えている一方で、無償化により給食の質や量に対する懸念もあるとされています。

学校給食は、健やかな心と体を育む上で重要な役割を果たすものであり、今後も、価格と栄養を考慮しながら、バラエティーに富んだ給食を提供してまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 次に、公平性について伺います。

給食を食べていない子どもたちがいます。例えば、アレルギー等でお弁当を持参している子どもたち、そして、不登校の子どもたちに対しても、給食費無償の支援が行き届いていませんので、そこにも行き届くべきだと考えますが、現状と今後について伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 食物アレルギーを持つ児童への支援については、国の給食費支援において学校設置者の判断に委ねるとされており、道内他都市の多くが未実施または検討中であり、本市においても、実態を把握し、他都市の状況を参考にしながら、対象者の範囲や支援内容等の整理を進め、給食費無償化とのバランスを考慮した支援の在り方について検討をしております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 今年度分の追加支給も含めて、来年度からの実施をぜひお願いしたいと思っております。

さらに、お弁当関連のみの答弁にとどまっておりますが、不登校にならざるを得ない、または、不登校を選択し、家庭やフリースクールで自分らしく学んでいる子どもたちも存在します。また、旭川市立の学校だけに限定されているという問題もあり、先日、附属旭川小学校からも要望が出されております。

学校給食は、教育の一環で、その無償化は、子育て世帯の負担軽減のためだけでなく、本質的には子どもの権利を保障するためのものです。だからこそ、全ての子どもに行き渡る制度にすべきであり、国が進めるべきことではありますが、待っていただけませんので、ぜひ、子どもたち全員への支援の実現へと進めていただきたいと思います。

次に、教職員の給食費について伺います。

私もつい最近知ったのですが、給食を食べないと事前に告知していれば給食を止めて返金される、そういう自治体があるようです。毎月、翌月分を申告して対応してくれたなど、市内外に異動した先生方が旭川は返金されないよねと話していました。聞こえただけで、名寄、上富良野、深川、幌加内で返金されていると聞いております。

本市と他の自治体の状況について伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教職員の給食費については、事前に休暇届出があり、給食物資の発注を停止できた日が連続して10日以上となった場合、減額しております。

近隣の自治体では、本市同様に減額対象の日数を決めているほか、特に日数の決めはない、給食を食べた日数に応じて給食費を徴収するなど、対応は様々であります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 減額対象の日数ですけれども、3日、5日、7日と決まっている自治体、日数縛りもないところもある中で、本市は一番長い10日以上でないと減額されないとのことでした。

10日連続、土日を含めると12日以上、しかも、事前に分かって連絡できるのは限られてきます。昨年度、減額された人数と、せめて、10日縛りを緩くするなど検討すべきではないかと考えますが、見解も併せて伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 令和7年度に給食費の減額、返金の対象となった教職員は24人となっています。

給食停止に伴う教職員の給食費減額については、減額期間の短縮により対象者が増えると、教職員の徴収事務が煩雑になるため、学校現場の意向も確認しながら、適切に判断してまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 教職員の給食費を切り口に伺いましたが、先生たちからそんな要望が出ているわけではありません。

重要なのは、これが子どもたちの長期欠席の際の返金の基準でもあるということです。小学校はもう無償化になったので関係ありませんが、中学生はまだ10日縛りで適用されています。短ければ短いほど、子育て世帯への支援拡充にもなります。冒頭に紹介した五月雨登校への影響も考えられます。いつ無償化になるか見通せない中で、少しでも行き届いた制度にすべきと考えます。

ぜひ、検討をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

暑さ対策についてです。

今年の夏は、スーパーエルニーニョの発生可能性が指摘されています。大変暑くなりそうということで、心配になるのが、熱中症など、市民の健康や命への影響です。

ここ数年の熱中症による救急搬送人数は、記録的な暑さとなった2023年には219人、昨年

は190人となっております。今年も、誰もが安全に猛暑を乗り切れるような対策が求められております。市としても暑さ対策に取り組んできてはおりますが、その中でもエアコン設置についてお聞きしたいと思います。

まず、子ども関連施設についてです。

小中学校のエアコン設置は、今年度は小学校に設置済みとなり、中学校も来年度には完了するという形で進んでおります。

それでは、学校以外の子どもたちに関わる施設はどの程度設置されているのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 当部が所管する施設のうち、市立の保育所や放課後児童クラブ、愛育センターについては、子どもたちが利用するスペースにエアコンを設置済みであり、市内6か所に開設している児童センターや北彩都子ども活動センターについても、一部スペースを除き、エアコンは設置されているところであります。また、民間の保育施設等につきましては、子どもたちが、日常、生活する保育室等にはおおむね設置されているものと認識しております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 ほぼ設置されているとのこと、安心いたしました。

次に、高齢者関連施設についても伺います。

救急搬送のデータで、65歳以上の高齢者の割合は、2023年で65%、昨年でも64%を占めております。高齢者への対策が急がれるわけですが、高齢者施設のエアコン整備の状況について伺います。

○副議長（品田ときえ） 福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊 仁） 高齢者関連施設のエアコン設置状況についてであります。

まず、老人福祉センター及び高齢者等健康福祉センターの5施設につきましては、順次、整備を進めておりますが、2施設については未設置となっております。

次に、有料老人ホームやグループホーム等の入所施設であります。現在、国の補助制度を活用して整備を進めているところであり、令和7年度の実績で申しますと、43施設に設置したところでございます。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 まだ設置されていない施設があると確認できました。急いで整備していく必要があると指摘いたします。

しかし、このような施設ですと、職員が入所されている方々に常時関わるので、不調に気づいて対応できるわけです。心配なのは、自宅に一人でおられる方たちです。実際、居宅からの搬送が2023年で66%、昨年で48%と一番多くなっております。

高齢者宅へのエアコン設置を進めていかなくてはならないと考えます。既に、高齢者へのエアコン購入助成をしている自治体が全国にあるようです。視察先の伊勢崎市では、高齢者にエアコン購入時に8万円を助成しておりました。

他都市の状況と本市の実現可能性を併せてお示してください。

○副議長（品田ときえ） 福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊 仁） エアコン設置費用の助成等につきましては、道内を含めて全国の各

地域において実施されており、本市においても、気候変動や高齢化の進行等により、暑さ対策の必要性が高まっているものと認識をいたしております。

しかしながら、財源や対象世帯の範囲など課題も多いため、「いきいき長寿」なども活用し、クーリングシェルターに関する情報発信を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 高齢者へのエアコン購入助成の可能性は全くないと理解いたしました。

それでは、高齢者に限らず、エアコン購入が難しい世帯、低所得者や生活保護者に対しての購入助成についてです。

昨年、生活と健康を守る会からの要請において、エアコン購入の推奨、貸付制度や申請条件のお知らせをしてほしいという内容がありましたが、現在の状況について伺います。

○副議長（品田ときえ） 福祉安心部長。

○福祉安心部長（川邊 仁） 生活保護受給者のエアコン購入ですが、国では、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付けの活用を推奨しております。本市でもその実績はございますが、返済能力の審査などもあるため、社会福祉協議会からPRには慎重な対応を求められております。

また、生活保護費でのエアコン購入費用の支給であります。保護開始時の資産状況や、熱中症対策が特に必要で、初めて熱中症対策が必要な時期にあるなど、かなり条件が限られてまいります。

本市では、令和6年度に3世帯、7年度に1世帯の実績がありますが、その対象も限られますことから、検討を重ね、今年度から、生活保護開始時、あるいは、年度当初に一斉送付する文書に保護開始時に持ち合わせがない場合などに支給される可能性があることを記載し、一定の周知を図っております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 高齢者、低所得者、生活保護の方にもエアコンの購入助成はなかなか難しいということが分かりました。

では、先ほどの答弁にもありましたクーリングシェルター、ここが重要になってくると考えます。暑い中だけでも、少し歩けばたどり着けるくらい、あちこちにクーリングシェルターがあれば何とかかなりそうです。昨年は、郵便局や商業施設などで増えてはいましたが、地域によってはまだまだ足りない状況があり、日本共産党市議団としてもクーリングシェルターを増やしてほしいと要請いたしました。

今年度、公民館にエアコンがつくと聞いたときから、公共施設でのクーリングシェルターが増えるんだろうと期待しておりました。実際はどうなのでしょう。公民館、そして、住民センター、地区センターについて伺います。

○副議長（品田ときえ） 市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 市民生活部で所管しております住民センター、地区センターでは、現在、クーリングシェルターの指定を受けている施設はございません。

クーリングシェルターの指定には、冷房設備や滞在空間の確保などの要件を満たす必要があります。各施設の一部の貸室にはエアコンが設置されておりますが、共有スペースには設置されていないことから、クーリングシェルターの指定を受けることは難しいものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 社会教育部所管施設におけるクーリングシェルターにつきましては、現在、中央図書館、末広図書館、神楽図書館の3施設が指定されております。

社会教育部では、今年度、暑さ対策として、一部公民館の貸室へのエアコン設置や図書館でのエアコン設備の更新工事を予定しております。

クーリングシェルターは、開放可能日時において無料で開放できるということが条件となるため、公民館の貸室で指定を受けるということは難しいものと考えておりますが、設備整備の状況も踏まえまして、今年度もしくは次年度からのクーリングシェルター指定について、環境部と協議してまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 どれもこれも、クーリングシェルターとして新たな開設は難しいとのこと。

一部の公共施設についてお答えいただきましたが、ほかの市有施設でもエアコンがないところがあります。特に、クーリングシェルターの話ではないんですけども、暑い中、外で作業をされている職員の休憩室がなかなか整備されていなくて、エアコンもついていないところもあると聞いております。市としてこんなことでいいのかと、大変疑問に思っているところです。

クーリングシェルターに戻りますが、今後どのようにしていくのか、伺います。

○副議長（品田ときえ） 環境部長。

○環境部長（太田誠二） 市有施設でクーリングシェルターを増やすには、ホールなどの共有スペースに冷房設備を整備していく必要がございますが、厳しい財政状況の中、すぐに進めていくということは困難な状況にあるものと考えております。一方で、民間施設等におきましては、今後、複数の施設がクーリングシェルターの指定を予定しているなど、クーリングシェルターへの理解も進んできてございます。

今後は、クーリングシェルターの必要性につきまして、庁内周知を図るとともに、様々な場面を通じて民間施設にも働きかけを行うなど、市内のクーリングシェルターが増えていくよう取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 あとは民間施設頼みという答弁だったかと思います。

クーリングシェルターにたどり着くまでに何かあったら大変だと考えます。郵便局はたくさんありますが、受入れ定員が1人というところがほとんどで、たどり着いても利用できないこともあるかもしれません。救急搬送される方が一人でも少なくなるよう、ましてや、重症化したり命を落とすようなことがあったりなど、許されません。もうエアコンが夏の必需品となってしまった今、市民が安全に夏を乗り越えられるための対策を市として全力で取り組むべきだと指摘いたしまして、次の項目に移ります。

公共交通についてです。

交通空白という言葉が新聞等でも目にすることが多くなりました。昨日のしんぶん赤旗の記事にも、「『交通空白』国土の3割」という見出しで、国策が国民の交通権を侵すとありました。全国的な問題となっている公共交通です。

本市でも、バスが減便されて困ったという声が各地域から届くようになって何年もたっておりますし、議会でも度々取り上げられております。2年前には、能登谷議員の質疑の中で、交通不便地

域、買物弱者、運転免許の自主返納人数が示されておりました。

今現在、それらはどのように変化しているのか、本市の交通空白の状況について伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 初めに、交通空白の状況につきまして、本市では、地域公共交通計画において、駅から半径500メートルの地域と、1日5往復以上の運行のあるバス停から半径300メートルの地域及び支線交通運行地域、それらに入らない地域を交通不便地域と定義し、その地域に住んでいる市民の割合は約21％となっております。

次に、買物弱者数については、経済産業省が平成26年度に実施した調査では、60歳以上の方のうち、日常の買物に困難を感じている方を買物弱者と定義し、そう感じている人の割合17.1％を、令和8年6月1日現在の住民基本台帳ベースでの60歳以上の人口に乗じますと、本市においては約2万2千600人と試算されます。

最後に、運転免許の自主返納数について、こちらは北海道全体の数字になりますが、北海道警察が公表しております年間の運転免許証自主返納数については、そのうち、75歳以上の人数を過去3年間で申し上げますと、令和5年が9千250人、令和6年が9千404人、令和7年は、暫定値ですが、8千396人となっております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 交通不便地域等は、2年近くたった今も解消されていない状態であると理解いたしました。

さて、移動の貧困、移動寿命という言葉も目にするようになりました。移動の貧困、モビリティ・ギャップは、交通手段の不足や地域間の移動の不平等によって引き起こされる社会的な問題で、社会全体で解決すべき課題とされています。

移動寿命とは、自分の意思で行きたい場所へ移動できる期間のことです。移動は、単なる交通手段ではなく、社会とのつながり、生活の自立を維持するための生命線です。買物や通院、友人との外出は、身体機能や認知機能の維持、心の健康にも寄与します。逆に、外出が減ることで、筋力、認知機能の低下、人との関わりが減るという流れで、いわゆるフレイルの状態となるわけです。そう考えていくと、移動の自由を確保し、少しでも移動寿命を長くして、移動の貧困状態をなくすことは、誰もが平等に生活するための基本的な権利であって、行政もしっかり関わっていくべき課題です。

さて、2023年12月に西神楽交通を考える会が路線バスの減便に伴う要望を行っていて、改めて、この要望に対する市の受け止めと対応を伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 西神楽地域におきましては、令和6年10月のダイヤ改正により減便が行われたところでありますが、利用者の減少や運転手不足などにより、事業者を取り巻く環境が厳しさを増す中で、やむを得ず減便に至ったものと受け止めております。

市としましては、事業者へ地域住民の意見を伝えるとともに、事業者の協力を得ながら、バス利用促進や運転手確保のための取組などを進めているところでございます。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 取組を進めているとのことでしたが、実際は何も変わらないまま月日が過ぎて

いることに西神楽地域の皆さんはやきもきしていて、また新たに要望を出すことも検討していると聞いております。

西神楽地域以外にも、バスが1日4往復以下のところはたくさんあります。そのような交通不便地域においてもその地域ならではの声や要望があるわけですが、それらにどのように対応していくのでしょうか。困っている現状、バスの時刻を使い勝手のいいように変更してほしいなどの要望などを伝えたいという市民に応えるため、相談会ですとか意見交換会というような場を地域ごとに実施することはできないのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 西神楽以外の地域においても、移動手段の確保に関する相談や要望が寄せられておりますが、今後とも、それぞれの地域の声や実情を丁寧に向い、事業者と共有しながら、必要に応じた取組について検討していく必要があるものと認識しております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 それらの声は聞くけれども、場を設ける予定は当面ないということで理解いたしました。

さて、路線バスをもっとよりよく使いやすくしてほしいという声に応えるためにも、路線バスを維持していくことが大切です。そのためには、多くの市民の皆さんに利用してもらう必要があると思います。市の考えと利用促進の取組を伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 路線バスの維持に向けましては、市民一人一人が公共交通の必要性を認識し、市民と一体となって普及啓発に取り組むなど、利用の機運を高めていくことや、一人でも多くの方に利用いただくことが必要であるものと考えております。

本年度の主な路線バスの利用促進策としましては、利用者が減少する市内路線バスについて、市内のバス停で乗降した場合の運賃を無料にするバス無料DAYを予定しており、これまで路線バスの利用がない方などにも御利用いただくなどの利用促進に努めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 私もバス無料DAYに一度乗ったことがあります。そのときにバスの中で会った知人は、今回初めて路線バスに乗ったと話しておりました。乗ってみようという動機づけになっているということを目の当たりにしたところですが、そう考えると、本当に意義ある取組だなと考えております。あとは、その無料DAYの後に日常的に利用しようと思っただけのために、もう一工夫必要なのではないかと考えております。

今の答弁の中には、市民一人一人が公共交通の必要性を認識し、市民と一体となって普及啓発とありました。路線バスの現状や、今後、維持していくためにどうしていくのかなど、市民に広く知っていただくための学ぶ場が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市では、令和4年度から7年度にかけて、公民館の百寿大学やシニア大学において、本市の公共交通の状況や利用に関わる講座を実施するなど、公共交通に対する理解を深める取組を進めてまいりました。

今後につきましても、バスを含む公共交通に対する市民理解を深めるための出前講座を開催する

など、公共交通の利用への理解と利用促進に向け、積極的に取組を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 百寿大学やシニア大学ですと、対象が限定されてしまいます。幅広い世代に知っていただくことが必要と考え、マイカーを利用している方たちや子どもたちにも、自らの移動についての気づきや実践を促すようなアプローチ、モビリティ教育の実践に取り組んでいくべきではないかということを指摘しておきます。

それと併せて、例えば、市民が年に何回バスに乗ることでこれ以上の減便を阻止できるというような、それならできるかもと多くの方に思ってもらえるような小さな実践の具体例の周知で、市民全体で公共交通を支える意識と行動につながるのではないかと考えております。ぜひ、検討していただきたいと思います。

地域ごとの課題を地域で解決しようとする動きが江丹別地域で始まっています。あさひかわ新聞にも記事になっておりました。その概要と、その際に市はどのように関わったのか、伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 江丹別地域では、運転手不足により早朝の時間帯の路線バスが減便となり、通学などの移動手段の確保は困難となったことに伴い、江丹別地域住民の触れ合いや交流活動の促進を目的に、地域の移動手段として利用していた車両を通学などでも利用できるようにし、地域住民がボランティアで運転を担い、まちなかへ送迎する取組を今月から行っております。

市としましては、車両の管理やこの取組を進めるため、関係機関との調整など、円滑に運行されるよう支援したところでございます。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 ほかの地域で江丹別地域のような取組を行いたい場合、具体的に市民の皆さんはどうすればいいのでしょうか、伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 江丹別地域のような取組を行いたい意向がある場合には、本市にもお声がけをいただきまして、地域住民の方々とともに、地域の実情の把握や公共交通をどのように守っていききたいのか、また、地域にある輸送資源などの活用や工夫などについて議論や検討を行いながら、交通事業者や関係機関などとも連携し、取組を進めていくことになるかと考えております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 となると、ある程度の地域単位、例えば市民委員会などが考えられますが、まずは、この地域ならではの交通を考えていきたいということを市に伝えるところからスタートするのかなと思います。

先ほどは意見を聞く場を設けないとのことでしたが、まとまった少し具体的なものになれば、そのような議論、検討の場を設けていただけると理解いたしました。また、先週の答弁にもありました、地域の多様な輸送資源なども活用していくことが必要とされておりますので、バス会社や地域の事業者などを交えて議論できるような関係機関との連絡調整も市のほうで進めていくことが期待されていると思います。

さて、このように地域ごとでの取組が進むためにも、江丹別地域の事例は今後の参考事例になると思われます。これを踏まえて、市は今後どのような取組を進めていくのか、伺います。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 市内の公共交通につきましては、引き続き、現状の公共交通網を維持することを目指しながら、バス路線を維持することが難しくなってきた場合やバス路線がない地域につきましては、移動実態やニーズを踏まえ、地域の多様な輸送資源を活用するなど、効率的で持続可能な交通手段の確保についても検討してまいります。

また、検討に当たりましては、地域の関係者とともに、地域の実情を把握し、江丹別地域などの取組も踏まえながら、それぞれの地域にふさわしい対応に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 簡単にまとめてしまうと、バス会社は経営が大変、運転手は不足している、要望を出してもさっぱり変わらない中で、新たな交通をつくっていききたいのなら、市民、地域ごとで考える、そこに市が入って一緒に進めていくということになるかと思います。

しかし、もっと、市として、市民の足をどう守っていくのかという積極的な姿勢で先頭に立って考えていくべきではないかと、今回の質問を通して感じたところです。市民の交通権を守るために、市民に見える形でぜひ先頭に立っていただきたいと思います。

それでは、最後の項目に移ります。

子どもの権利についてです。

こども基本法が制定されました。それを受けての本市の対応についてお示してください。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） こども基本法は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としたもので、令和5年4月に施行されております。

本市におきましては、こども基本法の施行を受け、子ども施策の基本的な方針等を定めたこども大綱を勘案した市町村こども計画として、また、旭川市子ども条例に定める子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画に位置づけたものとして、令和7年3月に旭川市こども計画を策定したところであります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 それでは、旭川市子ども条例の概要と子どもの権利条約との関係をお示ください。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 平成24年に施行した旭川市子ども条例は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関し、基本理念や施策の基本となる事項を定め、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に寄与することを目的としたもので、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約を前提とし、その理念、精神を踏まえたものとなっております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 本市の子ども条例は、子どもの権利条約を踏まえたものとのことです。踏まえてはいるけれど、子どもの権利、そして、権利の主体としての子ども、これらについて前面になかなか出ていないものなので、そのあたりが分かりにくいという議論は制定当初からあったと聞いております。後ほど、また触れたいと思います。

それでは、本市において、子どもたちは権利の主体として守られているのか、伺います。

権利の侵害は、虐待やいじめなどが挙げられます。把握している件数をお示ください。

○副議長（品田ときえ） いじめ対策監。

○こども・女性・若者未来部いじめ対策監（石原伸広） まず、本市における過去3年間の児童虐待対応件数につきましては、令和5年度128件、令和6年度90件、令和7年度97件となっております。同じく、過去3年間のいじめ認知件数につきましては、令和5年度6千147件、令和6年度7千498件、令和7年度6千943件となっております。

このように、件数の変動はありますが、児童虐待やいじめは、子どもが安心して成長する権利や自分らしく生きる権利を損なう重大な問題と認識しており、今後も、引き続き、関係機関との連携や専門職による相談対応の実施など、未然防止、早期発見、重大化の防止に努めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 今挙げられたこと以外にも、権利が侵害されている場面は多々あります。しつけと称して、子どもに暴力は必要だという風潮がいまだに根強くあるようです。体罰と子育てと子どもの権利についての認識をお示ください。

○副議長（品田ときえ） いじめ対策監。

○こども・女性・若者未来部いじめ対策監（石原伸広） 体罰につきましては、令和元年6月の児童福祉法等の改正により、親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化されており、令和2年4月から施行されております。

現在では、社会全体で体罰等によらない子育てが推進されており、たたくこと、どなること等は、許されるものではなく、子どもの権利を侵害する行為であると認識しております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 ただ、それがなかなか当たり前になっていないのが現状です。

社会的地位のある方が子どもに暴力を振るった、その子は通報し、加害側の親は制裁を受けたという出来事に娘へのバッシングがなされてしまう世の中です。しつけの一環だ、自分たちはそうやって育てられた、何の問題もないじゃないかと考えている方が実に多く存在する中で、子どもの権利を尊重する、子どもは、言うことを聞かせる、しつけをする対象ではない、そういう考え方が当たり前になる社会を目指すとしたら、子どもの権利について正しく学ぶ機会が重要になってくると考えます。

広く、市民に対しての子どもの権利を知る機会、触れる、学ぶ機会を設けていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 旭川市こども計画においては、「すべてのこども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまち」を目指す姿として掲げており、その実現に向けては、子どもたちを社会全体で支えていくこと、子どもが権利の主体であることを社会全体で共有していくといったことが重要と認識しております。

そうした意味において、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重といった4つの基本原則から成る子どもの権利条約の理念が広く浸透し、共有されることは大切であり、現在、子育てガイドブックにもその内容を掲載しているところでありま

すが、今後、機会を捉え、さらに周知啓発を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 子育てガイドブックにしか掲載されていませんで、ほとんどの方が目にする機会がありませんし、掲載するだけで正しく理解できるものではありません。4つの基本原則を身近な事象に落とし込んで、自分の言動と関連して振り返りつつ、正しく理解できるような機会にしていきたいと思います。

教育現場でも、効率的に期限付で進めなくてはならないことがたくさんある中で、子どもの権利は後回しにされている現状もあると私は感じております。

ちなみに、先月、大阪府の泉南市に視察に行つてまいりました。子どもの権利条例の下で、市の職員に子どもの権利を学ぶ研修を実施していて、3年に一度は全員参加する、そういう取組をされているそうです。

先ほど、機会を捉えとりましたが、そこにとどまらず、ぜひ、機会をつくり出してほしいと思います。

次に、子どもたち自身の子どもの権利に触れる機会は確保されているのでしょうか、学校教育の現場で子どもの権利について学ぶ機会について伺います。

○副議長（品田ときえ） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 子どもの権利に関する学習については、小中学校を通じて、道徳や学級活動などの時間を活用し、発達段階に応じて、身近な人権問題や互いの個性を尊重し合うことの大切さを指導しております。とりわけ、中学校の社会科公民分野では、子どもの権利条約が定める生きる権利や守られる権利、参加する権利など、児童生徒の権利が基本的人権の一つとして守られていることについて扱っております。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 子どもの権利自体の学習は、残念ながら、学習指導要領にはなく、次の指導要領改訂のときに盛り込むべきだという提言や要望が、現在、様々な団体から出されております。今現在、自分にどんな権利があるのかを知らないままの子どもたちが多くいるということになります。

それでは、子どもの権利の基本原則の一つ、子どもの意見の尊重についてです。

子どもの意見表明の機会を確保することも重要となってきております。現在、具体的に取り組まれている内容についてお示してください。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 昨年度から、子どもたちからの意見表明の機会を確保し、市政に対する子どもの参加推進を図ることを目的に、小学生から高校生相当年齢までの子どもたちを対象とした会議体であるあさひかわこども会議と、インターネットを通じて意識調査を行うあさひかわこどもモニターを実施しているところであります。

昨年度、あさひかわこども会議には15名が参加し、こども版旭川市こども計画を策定するとともに、あさひかわこどもモニターでは、47名の登録があり、子どもを対象とした市の取組に関わるアンケート調査を行っております。今年度におきましても、会議、モニターとも実施を予定しており、現在、参加者及び登録者を募集中であります。昨年度を上回る申込みをいただいているところでございます。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 こども会議、モニターのほうも、意見表明の場としてきちっと機能し始めているということを大いに評価しておりますし、今後も期待しております。

さて、子どもから意見を聞いて生かそうとする取組は、様々な分野で広がりつつあります。以前、総合政策部で、まち・ひと・しごとでも取り組まれていましたが、子ども向けにしてはちょっと課題があるなと思われましたので、子ども向けのノウハウを持っている担当課を入りに連携していくようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 今年度のあさひかわこども会議では、総合政策部との連携の下、テーマを「大人になったときの、あさひかわの姿」とし、子どもからの意見を今後の市政における計画づくりの基礎としていくほか、あさひかわこどもモニターにおいても同様の目的でのアンケート調査を行うこととしております。

今後におきましても、当部で所管している両制度につきまして、庁内各部と連携、共有を図りながら、効果的かつ効率的な運用となるよう取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 そうなると、テーマは行政が求めるものに限定されてしまいます。子どもたち発信の、子どもたちの要求のテーマでの意見表明の機会の保障についても、今後、検討していただきたいと思います。

さて、本市の子ども条例ですが、子どもの権利条例には区分されません。子どもの権利条例がある自治体は、2021年に52か所だったところが、子どもの権利条約を批准して30年たった2024年は69、昨年4月には81に増えております。名古屋市や世田谷区など、子ども条例を子どもの権利条例に改正するという動きも出ております。

泉南市の子どもの権利に関する条例は、子どもたちが考えた、子どもたちの言葉の前文となっています。

本市でも、子どもたちの意見を取り入れた子どもの権利条例に改正して、全市で子どもの権利が尊重されるまちを目指すべきだと思いますが、見解を伺います。

○副議長（品田ときえ） こども・女性・若者未来部長。

○こども・女性・若者未来部長（木村直樹） 旭川市子ども条例は、子どもの権利条約の基本的な理念を踏まえた内容となっており、また、旭川市こども計画は、子どもの権利条約の理念を明文化したこども基本法及びこども大綱を踏まえております。

こうしたことから、条例改正の考えはございませんが、子どもの権利条約で掲げられている理念、原則などは、広く市民で共有され、社会全体で支えていく環境づくりが進められるべきものと考えており、今後におきましても、子どもの権利が尊重され、健やかな成長と幸せへとつながるよう、旭川市子ども条例、旭川市こども計画に基づき、各種施策に着実に取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 中村みなこ議員。

○中村みなこ議員 先ほど紹介した名古屋市、世田谷区とも、名称変更だけでなく、子どもを権利主体として位置づける条文、仕組みを追加することで、従来の福祉中心型の条例から権利保障型の条例へと質的に変える転換を図っております。

旭川市子ども条例は、子どもの権利条約を踏まえている条例だと理解はいたしますが、制定当時の議会の答弁にも、権利条例ではない、あくまでも施策の推進の原則を定めたものでしかないものです。新しいこども計画は、こども基本法に基づいて子どもの権利についても盛り込まれているから具体的取組には支障はないのかもしれませんが、条例にも子どもは権利主体だということをしっかりと位置づける権利保障型の条例にすべきと考えます。

また、滋賀県の条例には、子どもの権利や子どもの施策に対する理解増進と社会的機運の醸成についての条文まであり、まち全体で積極的に子どもの権利を守っていこうという姿勢が見られるものになっております。

泉南市では、子どもの権利を学んだ子どもの感想に、こんなにたくさんの権利があるって思うと、子どもって守られているんだなって思ったとありました。そして、泉南市の視察の帰りに駅まで送ってくださった若い市の職員が、ここは田舎で何もなしなんでしょうって言うので、私は子どもの権利条例と取組、すばらしいものがあるじゃないですかと言うと、それだけは自慢できます、未来をつくるのは子どもたちですからと笑顔で話されていました。市民、職員がまちの取組に誇りを持てるような自治体を目指したいと思ったところです。

本市も、全市民にしっかりと子どもの権利を保障していく姿勢を示し、理解していただいて、一緒にこどもまんなかのまちづくりをすべきと考えます。

最後に、市長の見解をお示しいたきまして、私からの一般質問を終わります。

○副議長（品田ときえ） 市長。

○市長（今津寛介） 旭川の未来を担う子どもたちが健やかに育ち、自分らしく活躍できる環境を整えることは、私たち大人の責務であるとともに、持続可能なまちを形づくっていく上で極めて重要なテーマであり、子どもの人格、個性の尊重、権利の保障は、その実現に向けて欠かすことのできないものであると認識をいたしております。

私は、このような考えの下、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活を送ることができるまちづくりに引き続き尽力してまいりたいと存じます。

○副議長（品田ときえ） 以上で、中村みなこ議員の質問を終了いたします。

（中村みなこ議員、議員席に着席）

○副議長（品田ときえ） 次に、植木議員。

（植木議員、質疑質問席に着席）

○植木だいすけ議員 大変お疲れさまです。

本日最後の6番目ということであります。（発言する者あり）

マイクが入っていないですか。

ちょうどマイクの話になったんですけど、私は、議会とか、委員会とか、もしくは、どこかでセミナーを受けたりしたときに、いつも、ちょっと、ああって思うことがあるので、せっかくなので、今日、僕、ちょっと言おうと思っていました。

せっかく、答弁にお答えをいただくとか、もしくは、勉強をしていったときとかに、例えば、声が小さかったりとか、それから、マイクの状況とか、会場によってもいろいろあると思うんですけども、やっぱり、そのために耳をそばだてて聞くことにちょっと頭が取られてしまって、ずっと頭に入ってこないなと思うことがあるんですよね。

これは、よく、委員会とかで、ここの議場とかでもありますけれども、というのと、例えば、皆さん、旭川も高齢化が進んでいるということで、いろんな属性の方がいらっしゃる中で、やっぱり、しっかりと、お話を、せっかく来られている方々に聞いていただいたりできるほうが僕はいいなと思ひまして、冒頭、そのようなことを伝えさせていただきました。

そういった形で、私もちょっと意識をしながらやっていきますけれども、せっかくなので、聞いていらっしゃる方にしっかりと聞いていただけるような議会であつたらいいなと考えております。よろしくお願いします。

それでは、まず、地域公共交通について伺ってきたいと思います。

昨年の秋から、地域公共交通に取り組む人材を育成するという連続講座がありまして、地域公共交通プロデューサー・コーディネーターという認定の仕組みがあるんですけども、私もちょっと問題意識を持っているということで、5か月にわたり、連続講座を受講しまして、晴れて修了して認定を受けることができました。

地域公共交通を何とかしなくてはと取り組む講師陣による講義と、もう本当に、毎回、いわゆるガチと言われるレポートの提出がありまして、そして、その5か月の間には、現地に赴いてフィールドワークということで、なかなか総合的にハードルが高くて、また、合格率も40%程度ということで、決して易しいものではない中で、私が心が折れそうになりながらも折れなかったのは、地域公共交通を何とかしなくては旭川のまち全体が衰退してしまうのではないかという危機感があつたからでした。

当然、私も、もう取つたから私は専門家ですなんて言うつもりはなく、まだまだ足りないところがあるわけですが、ぜひ、そういったことで、問題意識を、関心のある方々と、そして市民の方々と共有して、情報交換ですとか、学びとか、検討などを行つて、旭川の公共交通を考えていきたいと思ひます。

旭川の高齢化率というのが、本当に、もう、2023年に35.1%というのが2026年には36%に達するというふうに推計が出ておりますが、全国平均29%ということで、10年以上、全国から旭川は早いということになっています。

高齢者全体の人口が減少に転じている中で、75歳以上の後期高齢者は今後も増え続けまして、2040年には4万人を超える水準まで増加すると見込まれています。つまり、自分で運転して買物にも病院にも行けていた高齢者の方々がこれからも増えるわけで、その方々が車を手放さざるを得なくなっていくということになってまいります。

急速な人口減少と担い手不足で減便、廃止が相次ぐ一方で、免許の返納とか学校、病院の統廃合によって移動の社会的需要というのはむしろ拡大しています。運転に不安を覚えた高齢者の方が免許を返納する、けれど、返した先に足がない、病院が再編で遠くなる、学校が統合されて子どもの通学が変わると、一人一人の生活の足が細っていくことになります。

では、最初の質問として、人口減少と高齢化、そして、乗務員不足が今後5年、10年でさらに深刻化する中、現在の路線バスを中心とした公共交通網、こちらについて、免許返納の進行と、今後5年、10年で市民の移動環境はどのように変化すると見ているのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 今後の人口減少とともに公共交通の利用者減少も見込まれる中、路

線バス運転手の不足などから公共交通の維持、確保にも課題が想定され、持続可能なまちづくりの運営のためには、公共交通事業者などと連携しながら、効率的な路線バスの運行や利用促進などの取組が必要であるものと認識しております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 市内のバス路線、事業者２社さんは、減便を続けながらも路線網そのものはおおむね維持している一方で、その網からこぼれる交通空白地が生じております。

市は、その交通空白地について、どの程度の範囲、人口規模と把握しているのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市では、地域公共交通計画において、駅から半径５００メートルの地域と、１日５往復以上の運行のあるバス停から半径３００メートルの地域及び支線交通運行地域、それに入らない地域を交通不便地域と定義し、その地域に住んでいる市民の割合は約２１％となっており、主に郊外部が該当していると認識しております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 ありがとうございます。

以前の計画ではもっと高い目標だったところが、今が７９％になっております。交通空白の——不便地域になっていない方ですね。不便地域の方が２１％ということで、今は、もう皆さんも御存じのとおり、便数が減っているところも増えて、また、閾値として５往復以上ということでありますから、そういうふうになくなっていくことによってこれからはさらにその対象地域が増えていくことが想定されます。

そして、半径３００メートルになりますけれども、この３００メートルというのは、地図上の直線距離なのか、それとも実際に歩く距離なのか、３００メートルには、冬季の積雪や凍結、高齢者が雪を越えて歩く負担などは含まれているのでしょうか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） バス停からの距離については、実際の歩行距離や季節による歩行環境などをも想定し、３００メートルとしたものではなく、地図上でバス停からの直線距離として、交通不便地域を評価するため、国が示す一つの基準を活用し、設定した距離でございます。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 コンパスで円を描いた状態ということでもあります。

そして、バス停から３００メートルという基準で定義して、その距離は直線距離であるということで様々な条件は加味されていないこと、そして、２１％の方がその地域で暮らしているということを伺いましたけれども、その地域というのは不便地域ですね。不便地域で暮らしているということを伺いましたけれども、旭川の交通の本当の不便というのはそれでは捉え切れないのではないかと考えます。どのような見解でしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市のバス路線の状況を踏まえると、バス停から３００メートルの距離を基準とすることは妥当なものと考えておりますが、歩く距離については、季節のほか、高低差などによる歩行環境、また、個人によっても捉え方に違いがあるものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 旭川の、主に路線バスを、今、対象に伺っておりますけれども、交通不便地域、そして、どの地域にどれくらいの人が住んでいるかという人口密度など、そういった情報をレイヤーに落とし込んで、ウェブアプリとして可視化してみたいと考えまして、そういったときに、前提となるデータ、基盤、交通の部分について何を基盤とすべきかとなったときに、今回、ちょっと質問としては取り下げますけれども、ウェブで公開しているGTF Sというものがあるんですよね。これは、世界共通のデータフォーマットで、GTF S、General Transit Feed Specificationは、この情報に対応しているバス事業者ごとに役割の異なる複数のテキストファイルで構成されていまして、そのファイルに交通事業者ごとの路線ごとの時刻表とか、路線とか、停留所など、運行情報が含まれています。

実際にこういうものを自力で開発しようとするとても日数のかかる作業になりますが、AIに食わせてちょっとつくってみました。そのウェブアプリ、2社のバス停をプロットしまして、そのバス停に対応する交通不便地域の半径を300メートルにしたり、200メートルにしたり、そして、人口密度のレイヤーを重ねてみることによって、どの地域でどれくらいの人が交通不便になっているかを俯瞰して見るができるわけです。地域を移動したりズームしたりして把握をして、そして、マップ上のバス停ですとか基幹病院を選択することによって、そのバス停に止まる路線、それから基幹病院を選べば、そのそばを走っている路線をピックアップしまして、それを選択すると、地図上に路線が描かれて、そうすると、バスの事業者さんって、なかなか工夫をして路線を組んでいるんだというのが分かるんですよね。やっぱり、昔はこの路線だったのが、今はこういうふうに延びているんだっていう気づきがありました。そして、バス停を開くことによって、路線の時間帯ごとの便数が見えますので、朝はこの時間帯にこれくらいあって、それ以降は全然ないんだとか、そういった気づきもありました。

そういったところを主観的に動かしてみると、様々な気づきがありまして、紙の地図で見ると、いつの間にか、やはり、自分事になっている感覚っていうのが強くて、やってみて、これは、すごい、自分で言うのもあれですけど、いいなと思ったんですよね。

ウェブで公開されているんですけど、まだ、一部に若干の不具合とか破綻があって、理想とする機能の未実装の部分もあるんですけども、ウェブで、今回の一般質問に当たって公開しましたので、まだ検索で引かかるわけではないんですけども、後ほどURLをSNS等で公開したいなと思いますので、ぜひ、多くの市民の皆さんが試して、旭川路線バス、交通不便地域や人口密度、現状について関心を持っていただけたらと思います。

実際にそれをいじって見てみると、300メートルだと、やはり市街地はかなりカバーをしているんですけども、今申し述べたとおり、実際は、冬場のこととか高齢化率の高まりによる、本当にそういった不便地域の方の不便の対象が増えているなということを考えると、200メートル前後にやっぱりバス停などがあるといいのではないかというのが、思えたりしました。

長くなりましたが、こういった公共交通という話で来ていますけれども、交通だけの問題だとは考えておりません。足がないまちでは、高齢者の方は外出を控えますし、商店街に人が来なくなる、通院も買物も家族の送迎頼みになり、その負担が現役世代を疲れさせ、やがて若い世代はまちを出ていくことになります。

移動の不便は、消費を細らせ、人のつながりを細らせ、最後にはまちそのものの活力がなくなっていくと思います。移動手段の不足はまちづくり、地域経済の根幹に関わると考えますけれども、どのように位置づけているか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 公共交通は、通勤、通学、買物などの市民生活のほか、観光などの経済活動においても不可欠となる重要な社会インフラであると認識しており、本市の地域公共交通計画では、都市計画マスタープランや立地適正化計画が示すコンパクトなまちづくりと合致した持続可能な公共交通網の形成を目指すこととしているところでございます。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 国は、交通空白解消に本腰を入れて、人口減少の中で、本市もその国の政策の対象に当たると考えますけれども、市はこの動きをどう捉えて活用しようとしているか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 国は、人口減少や少子高齢化の進行により、公共交通の利用者の減少や運転手不足など、交通を取り巻く環境が変化する中、持続可能な地域交通の確保に向け、交通事業者や地域の関係者が協力して取り組む必要があるとしており、本市におきましても、関係機関や交通事業者、地域活動団体などの関係者との連携を図ることにより、移動手段の確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 それでは、既存の公共交通と住民の方が求める住民発意による住民主体の交通の違いをどう認識しているか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 既存の公共交通は、ＪＲや路線バスなど公共交通事業者が運営する一方で、住民主体の交通は、地域の関係者が主体となり、地域住民が地域の公共交通を守るという意識の下、地域の多様な輸送資源を活用しながら、地域の移動の足を確保していく取組であると認識しております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 では、住民の方から自分たちの足を自分たちでつくりたいと相談があった場合、その発意を受け止め、立ち上げを支援する窓口や制度が必要と考えますが、現状はいかがでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市におきましては、地域における移動手段の確保に関する相談や要望が寄せられた場合は、地域の声や実情を伺い、交通事業者と状況を共有しながら、必要に応じた取組について検討、対応を進めております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 神戸市ですとか先進地などは、住民や地域団体が運営主体となり、行政が経費の一部を補助する制度が段階別のメニューとして要綱に整備されています。

住民が手を挙げた際に、行政はこう支援をするという段階別の制度メニューが、旭川にはこうい

った制度がないのはなぜなのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 他都市では、それぞれのまちの規模や公共交通の状況などに応じ、その地域にふさわしい制度設計が行われているものと考えられますが、本市においては、これまで、ＪＲのほか、民間事業として運営いただいておりますバス事業者に、様々な運営改善を図りながら、事業継続に向け、努力を行っていただいております。本市も、その運営に対し、必要な支援などを行いながら、公共交通網が継続されてきたものと認識しております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 そういった要綱がない状態なんですけども、要綱がないと、裁量ですとか場当たり対応になって、説明責任が果たせないとか、そして、公平性、この地域ではうまくできただけ、この地域では違うとか、そして、事業の評価ですとか、持続性、引継ぎだとか、そういったことに対して、要綱があることによってしっかりと基準ができると思っておりますので、私は、今後、そういったものも検討いただきたいと思います。

本市は、バス会社２社さんの経営努力で路線を維持できているわけなんですけども、その分、必要に迫られてこなかったという背景もあると考えます。

今後の在り方を考えたとき、制度の遅れをどう捉えているか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市では、廃止となった路線バスの代替交通としてデマンド型交通の米飯線と豊里線が運行されておりますが、引き続き、利用者の減少や運転手不足などの課題を踏まえた中で、地域の声や実情の把握に努めながら適切な公共交通が維持、確保されるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 地域公共交通会議に地域住民の代表が継続的に参画できる仕組みが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市の地域公共交通会議は、住民や利用者の代表として、地域住民や福祉、教育の関係者など様々な分野の方々により構成されておりますことから、今後も、より多様な議論が行われますよう、会議の運営を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 住民代表ということではありましたが、やっぱり、当事者がいないと伝わりづらいんじゃないかなと思うんですね。また、学生という意味でも、学生は未熟だからということではなくて、今は学生でも成人の方とかいらっしゃるわけですから、当事者にも耳を傾ける場も必要ではないかと考えます、別な場面でもいいかと思いますが。

他都市では、地域交通が、介護予防、通院支援を一体で所管をまたいで設計しており、財源も効果も広がっていると考えます。そういった横串の設計として、交通、福祉、健康、地域振興が連携する庁内体制が必要であるかと考えます。そういった場があるのか、なければ整備するべきではないでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 都市振興部長。

○都市振興部長（田島章博） 本市におきましては、スクールバス、福祉有償運送、その他の送迎バスなど多様な輸送資源が存在しておりますことから、公共交通施策に係る部局間の情報共有や連携を図る庁内組織を活用するなど、横断的に議論を積み上げながら、持続可能な公共交通網の構築に向け、対応の検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 財源のところもちょっと質問しようと思ったんですが、これも割愛したいと思います。

先ほど、交通不便地域、300メートルという基準を伺いました。ここに旭川の交通政策の根本的な課題があると考えます。地図に半径300メートルの円を描けば分かるんですけども、21%の方が交通不便地域におられます。80歳の方が冬の本当につるつるの路面だとかを移動して300メートル歩くには、一体、何分かかるんだろう、本当にたどり着けるんだろうかというところで、思うわけであります。

また、数字というのも、背景としては大事ですけども、そういった不便は捉え切れずに、やはり、そういったことを現場で実際に小さく試してみる、やってみることが大事ではないかと思います。一つの地区で実証運行を行えば、決して地図には表れない本当の不便も見えてくると思います。冬にどれだけ困るのか、そういったことが生きた実態として分かるわけです。私は、モデルケースを単なる試験運行とは考えておりません。これは、旭川の交通の実態をつかむための第一歩であると考えます。

減便を重ねながらも懸命に路線網を維持いただけている事業者さん2社を本市は引き続き支援をして、その上で、2社が支え切れない地域、そして、時代の経過とともに膨らんできた現代の不便を地域自身の発意で補っていく、既存の公共交通と住民主体の交通とが互いに補完し合う、私はそうした姿を目指すべきだと考えております。

最後に、市長に伺います。

そういった機運の高まっている地域がある中で、まず、一つの地区で小さく実証してノウハウを積み重ねる、そういった手法がやがて現実性を伴ってほかの地域へも広げることが可能になります。

そういったことで、5年、10年先を見据えて、住民が自分事として地域を支える、公共交通にとどまらない地域の再設計の第一歩として、住民の発意を受け止める制度、それを支える体制、予算の整備に着手すべきだと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 市長。

○市長（今津寛介） 市民の暮らしに欠かせない公共交通を確保するため、今までもそうでありましたが、これからも、引き続き、交通事業者と連携をしながら、公共交通網の維持に向けた取組、また、地域の移動実態、あるいはニーズを把握し、それぞれの地域の実情を踏まえた取組を地域の関係者とともに進めてまいりたいというふうに存じます。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 この1回で制度ができるものではないということは私も理解しております。

人が動くことでまちの活気につながり、また、便利とまでは言えなかったとしても、当たり前に移動できる社会というのは、誰もが取り残されない地域づくりの土台となります。既存の事業者さんだけじゃなくて、地域住民が自分事として地域公共交通に向き合うようなまちにアップデートし

ていかなくはまちが成り立たない、そういう問題意識を持って今後も取り組んでいきたいと思
います。

この質問は以上です。

続きまして、21世紀の森について伺ってまいります。

21世紀の森施設はどのような施設となっているか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 旭川市21世紀の森施設は、昭和64年1月に市内東旭川町瑞穂に設置
したスポーツ・レクリエーション施設であり、農村と都市との交流を促進し、森林及び水辺空間に
おける自然との触れ合いを通じて、市民の心身の健康に寄与することを目的とした施設であります。

パークゴルフ場、せせらぎ交流広場サッカー場、自然体験ゾーン、森の湯、ドッグランなどのほ
か、バンガロー、ログハウス、タルハウス、キャンプ場などの宿泊施設があり、運営については、
令和4年度から令和8年度までの5年間、旭川市21世紀の森運営協議会が指定管理者として運営
を行っております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 では、利用者の推移とその分析、コロナの影響についてもお聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 利用者数は、令和元年度のピーク時には4万1千752人でしたが、そ
れ以降は減少傾向にあり、令和2年度には、宿泊施設の使用料増額やキャンプ場、森の湯、パーク
ゴルフ場の有料化が実施されたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的閉鎖を行った
ため、1万4千443人と大幅に減少し、令和3年度もその影響が続きまして1万82人となりま
した。その後、令和5年度には2万979人と回復傾向が見られましたが、令和7年度には再び減
少し、1万6千621人となるなど、利用者数は依然として安定せず、ピーク時の水準には戻っ
ていない状況であります。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 ピーク時の4割程度ということでありました。

近隣に東川町のキトウシ森林公園ですとか東神楽町の森林公園といった施設がありますが、その
施設との違いや特徴、また、近年の利用傾向はどうなっておりますか。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 当該施設は、近隣施設と異なり、1周約14キロメートル、655.7
ヘクタールの広大な山や森林そのものを活用しておりまして、自然散策や静けさを楽しみたい方に
適した施設であると認識しております。

利用の傾向としましては、近年は、コロナ禍後の行動変容、人口減少、猛暑、熊の出没増加、高
規格キャンプ場との競争、旅行費用の高騰、施設老朽化などにより、特に遠方利用者が減少する一
方で、コロナ禍以降、ペットを飼う家庭が増えたことや、広い敷地でペットが安全に遊べる自然環
境へのニーズの高まりなどから、ドッグランの利用者が増加している傾向があります。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 今期、営業開始以来、森の湯のポンプの故障ということで、温泉利用が一つ
の目玉だと思えますけれども、それを中止していると聞きます。故障の状況、原因と経過などをお

聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 森の湯は、平成6年に開設した温泉を利用した簡易浴用施設であります。が、源泉かけ流しの温泉を100円で利用できるということもあり、昨年度は7千人余りが利用した人気施設であります。

5月1日の利用開始を前に準備を進めていましたが、それまで順調に稼働していた揚水ポンプが4月28日に急に作動しなくなり、至急、調査を行ったところ、ポンプのモーター部分に異常が生じたことで稼働できなくなったと見られ、復旧の見込みが立たず、当面の利用を断念いたしました。

これまで、平成17年と令和3年にいずれも故障する前に新品に交換してきたところでありますが、今回は約5年で故障したということもあり、故障に至った原因やその修理方法及び必要な費用について調査を行っており、早期に復旧できるよう、費用の確保などを含め、検討を進めているところであります。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 温泉が中止になった影響というのが出ていると思いますが、施設内の代替の入浴施設、設備の有無をお聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 21世紀の森施設は、低価格で温泉も利用できるという点が大きなセールスポイントであると考えております。

5月の利用者数からは、予約が必要な施設であるログハウス、バンガロー、タルハウスへの明らかな影響は見られませんが、予約が不要なキャンプ場については、利用者数の減少が見られ、温泉中止の影響は少なくないものと認識しております。

今後は、予約が必要な施設においても集客への影響が徐々に広がる可能性が高いと見込んでおります。

代替の施設につきましては、ログハウスに2基のシャワールームがありますが、森の湯の利用者に対応するには施設規模が小さく、利便性を考慮すると代替利用は難しいものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 ログハウスは基本的に団体利用が前提だとも聞きましたので、なかなか、ちょっとそういった面で補えるものではないなというふうに思います。

繁忙期に入っていくわけですが、修理に時間を要しているようですが、再開の見通しはあるのでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 農政部長。

○農政部長（林 良和） 現時点では、具体的な再開日程は未定であります。

現在、設置業者の協力の下で故障原因の調査や修理方法の検討を進めておりますが、この温泉は地下約300メートルからくみ上げる特殊な設備であるため、同じトラブルが起きないように、原因の特定や利用状況の分析、修繕費用の確保などを慎重に検討する必要があると考えております。

森の湯は、21世紀の森施設全体の利用者数の約4割を占める重要な役割を果たしているため、早期の復旧を目指し、再開に向けて引き続き取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員　ありがとうございました。

もっと簡易なものかなと思ったら、300メートルも掘ってあるということでありまして、それを修理するということはやはり時間のかかるものだなというのは、そのことを聞いて把握したところでありました。

ちょっと話は変わりますがけれども、市の行財政改革が進められている中で、こういった市有施設は管理面積削減の方針だと思いますけれども、21世紀の森は対象となっているのでしょうか。

○副議長（品田ときえ）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　当該施設は、施設全体を削減対象とするのではなく、経年劣化した個別施設などについて利用状況や維持管理コストを勘案しながら廃止や機能転換を検討することとしており、最近では、老朽化の著しかった森林学習展示館につきまして、安全性を考慮して解体し、廃止しております。

また、スポーツ合宿の受入れ、温泉施設、キャンプ場など、多くの市民や道外からの来訪者に利用いただいている重要な施設であることから、施設全体としての有効活用を図りながら、老朽化した施設については適切に対応してまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ）　植木議員。

○植木だいすけ議員　では、予算と収支状況についてもお聞かせいただきたいと思います。

これは、運営上、収益を目指すというのではないと思いますが、現状維持のままでよいのかどうか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　令和6年度決算でお答えしますと、歳入として、21世紀の森施設使用料は、予算額1千109万6千円に対して、収入済額585万6千640円となっており、一方、歳出は、指定管理委託料、敷地賃借料などを合わせまして、予算額5千413万3千円に対し、支出済額はほぼ同額の5千413万2千138円となっております。

今後につきましては、住民負担を抑えるために、より多くの方に施設を使用していただけるような取組が必要であると考えております。

○副議長（品田ときえ）　植木議員。

○植木だいすけ議員　旭川市21世紀の森について、東旭川地域の方々は、大変、思い入れというか、本当に東旭川の財産ということで捉えている方も多くおられると思います。

また、利用者の方々というのは道外の方も多くいらっしゃるって、地域住民の方が行ったアンケートとかお話を耳を傾けますと、やっぱり、せっかくすばらしい施設なのに生かし切れていないとの声があります。

今後の維持、活用に向けたビジョンはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ）　農政部長。

○農政部長（林　良和）　本施設は、スポーツ・レクリエーション、また地域活動、地域振興の重要な拠点として、地元住民の協力を得ながら運営してまいりました。

利用促進に向けて、ドッグランやバンガローなどの整備を進める施設改善、ホームページやSNSを活用した情報発信、PR、アンケートや合宿誘致による利用者ニーズへの対応の3つを柱に取り組み、特に、宿泊者の約8割が市外利用者であることを踏まえ、市外、道外への情報発信を強化

しております。

今後は、地域の特色を生かした新たな事業の展開や施設等の環境改善に努め、指定管理者とともに、快適かつ魅力的な施設としての価値向上に取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 植木議員。

○植木だいすけ議員 21世紀の森について伺ってきましたけれども、森の湯が施設全体の利用者の4割を占めるということ、そして、ドッグランが、コロナ後のペット需要を背景に増加傾向、要素の中で数少ない増加の要素を持っていると。そして、宿泊者の約8割が市外からの利用者だということでありましたけれども、これらというのは、近隣のキトウシ森林公園とか東神楽の森林公園にはない、本施設だけの強みであると考えます。

一方で、財政的にも人口的にも、全ての機能を今後ひとしく維持することというのは難しい時代であり、そうであれば、やはり、温泉とペット、そして市外からの滞在という比較的優位な部分に資源を集中させて、その価値を磨くことが次期ビジョンのベースになろうかなと感じました。

その上で、本当に、この施設の広大な敷地は魅力ではあるんですけども、そして宿泊施設、温泉と、これからの時代に新たな意味を持つことができるのだと思うんですけども、例えば、災害時に広域の避難場として、平時はレジャー、有事は防災拠点といういわゆるフェーズフリーの発想で施設を捉え直すのはどうかなというふうに感じます。

とりわけ、災害時にペット同伴で避難ができるようなところというのは全国的な課題となっておりまして、そんな中、ドッグランの整備がなされていて、ペットとともに滞在できる、避難できる、安心して過ごせる本施設は、数少ない拠点であると考えます。伸びているペット需要がそのまま新しい公共的役割につながるのではないかと思います。21世紀の森は、そういった、生かし切れていないという施設ではなく、温泉、自然、防災、ペットといった、現代のニーズが交わる、旭川にしかない可能性を秘めた場所として活用もできるのではないかと考えました。

森の湯の早期復旧を起点に、こうした新たな価値を打ち出して、市民とともに育てていくことを期待しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（品田ときえ） 以上で、植木議員の質問を終了いたします。

（植木議員、議員席に着席）

○副議長（品田ときえ） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

散会 午後4時27分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

旭川市議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員